

京都市消費生活基本計画（第1次計画）

（平成23年3月末現在）

<p><新規・充実> 取組項目 平成18～22年度 実施済（完了）</p>	<p>項目数</p>	<p>135 (26)</p>	<p>(ア+イ+ウ)</p>
--	------------	----------------------------	----------------

[平成22年度取組項目]

	合計	実施済み(完了)又は 着手済み(推進中)	未着手
新規項目	5 (0)	5 (0)	0 (0)
うち重点項目	5 (0)	5 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)
充実項目	7 (0)	7 (0)	0 (0)
うち重点項目	5 (0)	5 (0)	0 (0)
その他	2 (0)	2 (0)	0 (0)
合計	12 (0)	12 (0) (ア)	0 (0)
うち重点項目	10 (0)	10 (0)	0 (0)
その他	2 (0)	2 (0)	0 (0)

[平成18～21年度着手項目]

（平成18年度～21年度実施済を除く）

	合計	実施済み(完了)又は 着手済み(推進中)
項目数	13 (1)	13 (1) (イ)

平成18～21年度 実施済（完了）

平成18年度	実施済	28 (8)
平成19年度	実施済	52 (10)
平成20年度	実施済	19 (4)
平成21年度	実施済	11 (3)

計 **110 (25)** (ウ)

()は再掲項目数

* 本文中、丸囲みの数字は年度を示す。

* 担当課等については、平成23年4月1日付け組織改正後の名称である。

基本方針 1 安心・安全な消費生活環境の整備 項目数 15

(1) 安全の確保

ア 食品の安全の確保

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了済)	着手 (推進中)	未着手		
	○		<p>2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力 消費生活総合センターホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。</p> <p>(参考取組 ⑳)</p>	⑱			<p>ホームページでの各種危害情報の掲載開始</p> <p>⑱事例なし</p> <p>(参考)</p> <p>⑲⑳事例なし</p> <p>㉑ ホームページによる掲載は重大性等を個別に 勘案して行うこととし、原則、消費生活相談・情報メール便により、製品事故、無償交換等の情報を配信する方法に変更</p>	文化市民局 消費生活総合センター
			<p>不良食品等の自主回収情報の公表 食品関係事業者の行う食品等の自主回収について、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例に基づく報告制度が平成22年10月に施行。</p>				<p>平成22年10月1日から制度開始 自主回収報告制度のパンフレットを作成する等、関係事業者への制度周知に努めた。</p> <p>㉒ 報告件数 14件</p>	保健福祉局 保健医療課
	○		<p>3 「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の創設 (社)京都市食品衛生協会を実施機関として、市内飲食店及び食品製造施設に対して自主衛生管理の認証を行い、市内の食品関係施設の食品衛生水準の向上を図る。</p>	⑱			<p>平成18年10月 認証申請受付を開始</p> <p>⑱認証施設数 7施設</p> <p>〔平成19年1月 酒類製造業 3施設〕 〔平成19年2月 飲食店等 4施設〕</p> <p>(参考) 認証施設数</p> <p>⑲ 10施設 ⑳ 29施設 ㉑ 9施設</p> <p>㉒ 26施設 累計 74施設</p>	保健福祉局 保健医療課

イ ものの安全の確保

○	<p>2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力（再掲） 消費生活総合センターホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。</p>	⑱	<p>ホームページでの各種危害情報の掲載開始 ⑱掲載13件 ・浴室暖房乾燥機に関する注意喚起 ・半密閉式ガス瞬間湯沸器に関する注意喚起 ・シュレッダーに関する注意喚起 ほか</p> <p>(参考) ⑳ ホームページによる掲載は重大性等を個別に勘案して行うこととし、原則、消費生活相談・情報メール便により、製品事故、無償交換等の情報を配信する方法に変更</p>	文化市民局 消費生活総合センター
---	---	---	---	---------------------

ウ 建物の安全の確保

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
			1 建物の耐震対策の促進					
	○		<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断士派遣事業 派遣件数の増 京町家の耐震対策の推進 新たに、京町家の耐震診断手法を整備し、京町家の耐震診断・耐震改修の推進を図る。 	⑱			<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断士派遣事業 ⑱当初実施予定件数増 ⑰150件⇒⑱200件 *実績数は⑰199件、⑱167件 (参考) 実績 ⑰174件 ⑳126件 ㉑137件 ㉒115件 京町家の耐震対策の推進 ⑰京町家に適した耐震診断手法の調査 ⑱京町家に適した耐震診断手法の整備、検討 	都市計画局 建築安全推進課
	○	⑲	<ul style="list-style-type: none"> 京町家耐震診断士派遣事業の創設 京町家の耐震化を積極的に支援することにより、京都の貴重な歴史的資産である京町家を将来にわたって良好に保全、再生していくために、「京町家向け耐震診断手法」に習熟した「京町家耐震診断士」を育成し、京町家の所有者の希望に応じて派遣を行う。 	⑲			【⑲新設】 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月に京町家耐震診断士養成講座を開催し、52名の診断士が登録 平成19年9月に派遣事業開始。 助成実績48件 (参考) 助成実績 ㉑49件 ㉒54件 ㉓61件 	都市計画局 建築安全推進課
	○	⑲	<ul style="list-style-type: none"> 京町家等耐震改修助成事業 本市の貴重な景観資源である京町家に代表される伝統的、歴史的な建築物を将来にわたって良好に保全、再生していくため、住宅として利用されている京町家等の耐震改修費用を助成する。 	⑲			【⑲新設】 平成19年9月開始 助成実績11件 (参考) 助成実績 ㉑4件 ㉒0件 ㉓1件	都市計画局 住宅政策課

○	⑳	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅簡易耐震改修等助成事業 地震に対して安全でないと診断された木造住宅を簡易な耐震改修で応急的に安全性を確保しようとする高齢者等の世帯を対象に、木造住宅の耐震性を向上し地震災害の軽減を図るとともに、木造住宅の段階的な耐震改修の誘導と啓発を行い、地震災害に強い都市づくりを目指すことを目的として、簡易耐震改修等に係る費用の一部を助成する。 ※ 高齢者等（一定所得の世帯で、高齢者、障害者又は乳幼児等が住む世帯） 	⑳	<ul style="list-style-type: none"> 【⑳新設】 平成20年6月開始 助成実績 1件 内訳 簡易改修型（建物全体） 0件 部分改修型（1階） 1件 1階シェルター改修型（生存空間） 0件 (参考) ㉑助成実績 0件 ㉒助成実績 1件 内訳 簡易改修型（建物全体） 0件 部分改修型（1階） 0件 1階シェルター改修型（生存空間） 1件 	都市計画局 住宅政策課
○	㉑	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンション耐震診断助成事業 現行の耐震基準（いわゆる「新耐震基準」）の施行（昭和56年6月1日）より前に着工された分譲マンションの耐震化を促進するために、耐震診断に要する費用の一部について、補助を行う。 	㉑	<ul style="list-style-type: none"> 【㉑新設】 平成19年9月開始 助成実績 1件 (参考) 助成実績 ㉒3件 ㉓2件 ㉔2件 	都市計画局 建築安全推進課
○	㉒	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンション耐震改修助成事業の創設 分譲マンションの耐震改修を促進するため、分譲マンションの耐震改修工事に係る費用の一部を管理組合に助成する。 	㉒	<ul style="list-style-type: none"> 【㉒新設】 平成20年6月開始 助成実績 0件 (参考) 助成実績 ㉓0件 ㉔0件 	都市計画局 住宅政策課
○	㉓	<ul style="list-style-type: none"> 特定建築物耐震診断助成事業の創設 現行の耐震基準（いわゆる「新耐震基準」）の施行（昭和56年6月1日）より前に着工された災害時に防災拠点となる病院や避難所、及び倒壊した場合、緊急輸送道路等を閉塞するおそれがある特定建築物の耐震化を促進するために、耐震診断に要する費用の一部について、助成を行う。 ※ 特定建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める、多数の者が利用し、かつ一定規模以上である建築物） 	㉓	<ul style="list-style-type: none"> 【㉓新設】 平成20年6月開始 助成実績 1件 (参考) 助成実績 ㉔1件 ㉕3件 	都市計画局 建築安全推進課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実(完了)施(済)	着(推進)手(中)	未着手		
○		⑱	2 アスベスト対策の実施 ・ 吹付けアスベスト除去等助成事業 多数の者が共同で常時利用する部分に吹付けアスベストを使用している民間建築物について、市民の健康被害を予防するため、所有者等が行うアスベスト対策工事等（分析調査及びアスベスト除去等）に対し、助成を行う。	⑱			【⑱新設】 平成19年6月開始 助成実績 5件 ・ 除却工事補助3件 ・ 分析調査補助2件 助成実績 ⑳18件 ㉑13件 ㉒11件 ・ 除却工事補助⑳ 4件 ㉑ 6件 ㉒ 4件 ・ 分析調査補助⑳14件 ㉑ 7件 ㉒ 7件	都市計画局 建築安全推進課
○		⑱	8 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度 優良な住宅ストックへの更新を促し、良好な景観形成の促進に寄与することを目指して、建て替えや大規模修繕を行おうとするマンションの管理組合に対して、その初期段階（工事着手の意思決定まで）の進め方についての助言を行う専門家（アドバイザー）の派遣を行う。	⑱			【⑱新設】 平成19年7月開始 派遣実績：7マンションに計23回 （参考）派遣実績 ⑳ 9マンションに計34回 ㉑ 7マンションに計32回 ㉒ 11マンションに計32回	都市計画局 住宅政策課

(2) 適切な商品選択が行える環境の確保

ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手中 (推進)	未着手		
○		⑱	<p>1 広告・表示等に関するガイドライン策定の検討</p> <p>子ども、高齢者、障害者等にも分かりやすく、それぞれの特性に配慮した広告・表示等に関するガイドラインを策定し、事業者の適切な活動を促進させる。</p> <p>⑲ 5月に本市の単位価格表示基準について、アンケート調査により消費生活モニターから意見を聴取した。また、単位価格表示基準のアンケート調査、包装基準の店頭調査等を通じて事業者の取組を聴取するとともに遵守状況の把握に努めた。 ガイドラインの扱う範囲を考えるうえで基準の扱う範囲がその基となることから、基準及びその運用の見直し等について検討を行った。</p> <p>⑳ 消費生活条例の3つの基準（商品等表示基準、単位価格表示基準、包装基準）のうち、包装基準について、消費生活審議会表示・包装適正化部会で運用の見直しを検討し、新たな要綱等の運用に関する規定を整備することとした。その中で、表示に関して、新たに作成する「包装基準の手引き」に表示を推奨する事項を設けることとした。</p> <p>㉑ 包装基準に関する新たな要綱等の制定、手引を作成した。 また、消費者庁において、表示に関する法令の検討が開始されたことから、その動向の把握等、情報収集に努めた。</p>	㉒	⑱	㉒	<p>⑱ 平成17年度消費生活モニター（41人）を対象に実施した「子どもや高齢者、障害者に配慮した表示に関する調査」などを参考に、どのようなガイドラインが適当なのか検討を行った。 平成19年3月19日開催の消費生活審議会表示・包装適正化部会において、社団法人日本包装技術協会から講師を招き、「ユニバーサルデザイン及びその考え方に基づいた包装・容器における取組について」と題する講演を開催し、ユニバーサルデザインの考え方と最近の取組について、認識の共有を図った。</p> <p>㉒ 食品表示に関する一元的な法律の制定等、法体系の在り方について、消費者庁において、平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置が講じられることとされている。国の動向を踏まえたうえで検討するため、第2次消費生活基本計画に「推進施策4消費生活条例に基づく情報の適正化の推進」として、商品等の表示等に関する検討を行うことを明記し、次期計画の取組課題とした。</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○		⑱	<p>9 京もの履歴表示の促進</p> <p>京都の伝統産業製品に関する「京もの」としての正確な情報を消費者に提供し、他産地製品や海外製品との違いを明確にするため、生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合等の取組を支援する。</p>	⑲	⑱		<p>⑱ 生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合と実施に向け協議し、生産者組合では、公開情報の内容、検査の仕組み等について検討した。</p> <p>⑲ 京鹿の子絞り等の京もの履歴システムが完成するなど、生産履歴管理の仕組み（トレーサビリティシステム）を構築しようとする意欲のある生産者組合等の取組を支援した。（⑲終了）</p>	産業観光局 伝統産業課

* 運用開始は、システムへのデータ登録等、生産者組合の状況による。

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進

○	⑱	<p>4 街のお風呂屋さんサポート事業</p> <p>近年、自家風呂の普及や後継者不足等により、利用者、銭湯共に減少の一途をたどっているため、銭湯を確保することを目的とし、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合と共催で、利用者拡大のための事業を実施する。</p>	⑱		<p>【⑱新設】</p> <p>1 利用者拡大事業の啓発ポスターを掲示 平成19年5月、6月、9月、12月、3月 掲示場所：市バス、地下鉄、公衆浴場、区役所等</p> <p>2 銭湯にまつわる川柳募集 平成19年6月 川柳募集（1, 325句応募） 8月 表彰式開催（12句受賞）</p>	保健福祉局 生活衛生課
<p>(参考)</p> <p>⑳ 1 利用者拡大事業の啓発ポスターを掲示 平成20年5月、10月 掲示場所 市バス、地下鉄、公衆浴場、区役所等 2 各種イベント（「市民すこやかフェア」、「くらしと健康展」）において、「入浴と健康」をテーマにパネル展示等により銭湯の良さについて情報発信を行った。</p> <p>㉑ 1 利用者拡大事業の啓発ポスターを掲示 平成21年8月、9月、12月 掲示場所 市バス、地下鉄、公衆浴場、区役所等 2 各種イベント（「市民すこやかフェア」、「くらしと健康展」）において、「入浴と健康」をテーマにパネル展示等により銭湯の良さについて情報発信を行った。 浴場組合が実施している「親子ふれあいデー」に係るステッカーをイベント等で配布した。</p> <p style="text-align: right;">(㉑終了)</p>						

基本方針 2 消費者被害の救済

項目数 16

(1) 消費生活相談・被害の救済

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着 推 進 中 (手)	未着手		
	○		<p>1 消費生活専門相談員による助言及びあっせん 消費生活専門相談員が複雑多様化する消費社会の仕組み等を迅速に把握し、相談者に対して適正な助言及びあっせんを行えるよう、各種研修会への参加等そのスキルアップを図るとともに、講座会場等における出張相談の開催等によるPRを兼ねた相談機会の拡大を図る。</p> <p>(参考)</p> <p>⑳・相談員のスキルアップのための研修参加 7人(7回) ・出張相談 実施なし</p> <p>㉑・相談員のスキルアップのための研修参加 10人(10回) ・出張相談 6月3日、10日東山区役所に消費生活特別相談会を開催</p> <p>㉒・相談員のスキルアップのための研修参加 10人(29回(内訳 国民生活センター20回, 各種専門家を講師とする研修9回)) ・出張相談 実施なし</p>	⑲	⑳		<p>⑱・相談員のスキルアップのための研修参加 ⑰ 7人 ⇒ ⑱ 9人</p> <p>・出張相談 平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で開催する学生向けのマルチ被害に関するセミナー会場に出張相談コーナーを開設した。</p> <p>⑲・相談員のスキルアップのための研修参加 7人(8回)</p> <p>・出張相談 被害救済のための消費生活相談を広く周知することを目的として、消費生活講座「南区くらしのなっとくゼミナール」に併せ個別相談会を実施。 日時：11月27日(火) 13時30分～15時30分 会場：南区役所会議室(健康増進センター内) 内容：(1)消費生活専門相談員が悪質商法の手口とその対処法を説明 (2)講座終了後、希望者が相談できるよう、相談ブースを設置し、相談員2名を配置 参加者：15人(個別相談の希望者は無し) なお、今後、出前講座等で活用できるよう、本事業の実施に際し、プレゼンテーションソフトで資料を作成した。(参照3-(1)-ア-5)</p>	文化市民局 消費生活総合センター

<p>○ ②①</p>	<p>・ 消費生活相談窓口の強化 あっせん業務に当たり、高度に専門的な知見を要する困難案件において、弁護士を活用し、早期解決に向けた対応力の強化と消費生活専門相談員の専門性の向上を図り、その手法の蓄積によって、消費生活相談の機能を強化する。 あわせて、情報機器の整備等、相談業務の物的基盤の強化を行い、相談窓口の市民への一層の周知を図る広報を展開する。</p> <p>(1) 【基金】：消費生活相談窓口高度化事業 (2) 【基金】：消費生活センター機能強化事業 (3) 【基金】： ”</p>	<p>②①</p>	<p>【②①新設】 (1) 弁護士による消費生活相談支援事業 平成21年10月開始 ・ 弁護士による法律指導及び助言 概要 法律的な専門知識等を要する相談案件について、弁護士が当課において消費生活専門相談員に助言等を行う。 実績 週1回2時間 助言等の件数86回 ・ 「京都市消費者サポートチーム」の創設 概要 特に解決が困難な案件について、専門的観点から相談者へ解決策を提示することで、相談の早期解決を図るため、弁護士、消費生活相談員、担当事務職員でサポートチームを編成する。 実績 0件 (2) センター機能の強化 ・ 情報収集円滑化のためのインターネット接続パソコンや、相談員用参考資料を購入した。 (3) 窓口の周知 (参考) ②②・実績 (囲み欄参照) 弁護士による法律指導及び助言 週1回2時間 助言等の件数177回 京都市消費者サポートチーム 実績2件 (結果：2件ともあっせん不調)</p>	<p>文化市民局 消費生活総合センター</p>
<p>○ ①⑨</p>	<p>2 消費生活審議会の調停制度の活用 消費生活審議会(苦情処理部会)に対し、あっせんが不調に終わった事例等の報告を行うことなどにより、調停制度の活性化を図る。</p>	<p>①⑨</p>	<p>①⑨・「京都市消費生活審議会による調停マニュアル」改正 (参考) ①⑨②①②②調停案件なし</p>	<p>文化市民局 消費生活総合センター</p>

○	②②	3 消費生活週末（土・日）電話相談の充実 従来の週末（土・日）相談に加え、祝日等にも相談に応えられるよう開設日の拡充を図る。 【基金】 一元的相談窓口緊急整備事業	②②	(参考) ⑲開設日数 延102日, 受付件数 953件 1日平均受付件数 9.3件 ⑳開設日数 延116日, 受付件数1,302件 1日平均受付件数11.2件	文化市民局 消費生活総合センター
(②②実績) 4月から「消費生活土日祝日電話相談」に改称し、祝日の電話相談を開始した。					
○	⑲	4 電子メール等による相談の実施 様々な障害のため、来所や電話による消費生活相談が困難な市民のために、新たに、電子メールによる相談を実施する。多様なアクセス方法により情報を提供することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。	⑳ ⑲	⑲ 20年度の開始に向けて検討を行った。 ⑳ 「インターネット消費生活相談」 平成21年1月開始 相談件数 5件 (参考) 相談件数 ㉑87件 ㉒87件	文化市民局 消費生活総合センター
○		6 事業者に対する指導等の強化 消費者被害の救済を推進するため、事業者への不適正な取引行為に関する指導を強化する。	⑲ ⑱	⑱ 更なる指導の強化に向け、「不適正な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領」の改正作業を行った。 ⑲ 同要領改正	文化市民局 消費生活総合センター
(参考)指導件数 ⑰9件 ⑱8件 ⑲4件 ⑳3件 ㉑5件 ㉒3件					
○	⑳	7 消費生活専門相談員等の研修の実施 ・ 消費生活相談レベルアップ研修の実施 国による消費者行政の活性化に応じて消費生活相談員の研修機会を充実させることにより、消費生活専門相談員の相談対応能力のレベルアップを図る。	㉒ ㉑	【㉑新設】 (1) 国民生活センター主催実務研修派遣の拡充 現行2年に1回→毎年1回（相談員1人当たり） 実績 10名各1回 (2) 食品表示・安全に関する専門家等を講師とする消費生活相談員向け研修の実施 実績 近畿農政局職員による食品表示研修 全員受講できるよう3月に2回実施 ⑳ 実績 専門機関の担当者を講師とする研修 ① 改正貸金業法の完全施行に関する研修（1回） 講師：京都財務事務所理財課長	

					<p>専門家を講師とする研修</p> <p>① 金融商品を巡る消費者トラブルに関する研修会（1回）講師 弁護士</p> <p>② 民法に関する基礎的知識を深める研修会（6回）講師 弁護士</p> <p>③ カウンセリング術習得のための研修会（1回）講師 民間研究機関</p>	
○	<p>8 京都府，京都府警察，京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化</p> <p>悪質な事業者への対応強化や迅速な被害救済を図るため，悪質な事業者対策等に関する京都府との連携策の協議や，京都府警と共同した被害相談者対応など，更なる連携強化を図る。</p>	⑬	⑭	<p>⑱・合同事例研究会 6回出席（京都弁護士会主催）</p> <p>・ヤミ金対策連絡協議会 3回出席（京都弁護士会主催）</p> <p>・その他 平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナーを開催し，消費生活専門相談員による出張相談コーナーを開設した。</p> <p>⑲・合同事例研究会 6回出席（京都弁護士会主催）</p> <p>・苦情処理研究会 6回出席（京都府主催）</p> <p>・ヤミ金対策連絡協議会 3回出席（京都弁護士会主催）</p> <p>・京都府多重債務問題関係機関対策協議会（京都府が事務局）が10月に設置され，本市も参画構成団体 京都府，本市のほか，京都府警察，京都弁護士会等，19の機関・団体</p>	文化市民局 消費生活総合センター	
<p>(参考) 関係機関等との会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同事例研究会（京都弁護士会主催） ⑳6回 ㉑6回 ㉒6件 ・苦情処理研究会（京都府主催） ⑳6回 ㉑6回 ㉒6件 ・ヤミ金対策連絡協議会（京都弁護士会主催） ⑳3回 ㉑3回 ㉒3件 ・京都府多重債務問題関係機関対策協議会（京都府主催） ⑳1回 ㉑1回 ㉒1件 						

○	⑱	<p>10 消費者団体訴訟制度への支援策の検討</p> <p>平成19年6月7日から導入される消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体に対する消費生活相談情報の提供等の支援策を検討する。</p>	⑲	⑱	<p>⑱ 京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議（平成18年11月2日開催）において、学識経験者による消費者団体訴訟に関する講演を実施した。</p> <p>国のガイドライン等を参考に情報提供等、支援についての具体策を検討した。</p> <p>⑲ 消費者契約法施行規則第31条第1項第2号に基づき、適格消費者団体が行う差止請求権の行使に必要な消費生活相談情報を同団体の請求に基づき供することとした。</p>	文化市民局 消費生活総合センター
⑲		<p>同制度の市民周知</p> <p>(1)市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイシティライフ195号（12月1日発行） ・京・くらしの安心安全情報第15号（12月中旬） <p>(2)団体が行う周知活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活講座「くらしのなっとくゼミナール」（9月26日，12月18日）において，専門家を講師に招き，制度を分かりやすく解説した。 				
○		<p>11 不招請勧誘への更なる対応の検討</p> <p>条例改正により、「不招請執よう勧誘」については不適正な取引行為として規定したが、消費者被害の未然防止の観点から、更なる対応や規制の見直し等について検討する。</p>	㉒	⑳ ㉒	<p>㉒消費生活総合センターに来所を促した事業者等に対して、不招請執よう勧誘に対する条例の遵守状況を確認するとともに、不招請勧誘についての事業者の意見を聴取した。</p> <p>㉒事業者の意見を聴取した。</p> <p>聴取実績 ㉒82件 ㉒85件</p> <p>㉒消費生活審議会消費者苦情処理部会(3/22)において、市民アンケート調査を実施し、その結果を踏まえ審議を進めることとされた。</p>	文化市民局 消費生活総合センター

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		⑱	<p>1 2 多重債務者対策の実施</p> <p>平成19年4月に国の多重債務者対策本部が取りまとめた「多重債務問題改善プログラム」の具体的な取組として、同年8月、多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機とすべく、12月10日から16日までの1週間を「全国一斉多重債務者相談ウィーク」とすることが同本部により決定された。これを受けて、12月を目途に相談態勢の充実等を図る。</p>	⑱			<p>【⑱新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活専門相談員による多重債務相談体制整備 詳細な聴き取り、債務整理方法等に関する情報提供、弁護士等専門相談窓口への確実な取次ぎができる相談体制を19年12月に整備した。(実施に備え、10月～11月に研修を6回開催) 庁内会議の設置(多重債務問題対策専門委員会) 消費生活行政推進会議に多重債務者対策に係る専門委員会を立ち上げ、19年10月に第1回会議を開催した。(参照 2-(2)-イ-1) 関係機関との連携 京都府多重債務問題関係機関対策協議会(京都府が事務局)が19年10月に設置され、本市も参画し連携を図っている。 (参照 2-(1)-8) 	文化市民局 消費生活総合センター
			<p>(参考) 相談窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑱・相談ダイヤル256-3160(さいむゼロ)の設置 <ul style="list-style-type: none"> 多重債務相談啓発パンフレット 10,000部 多重債務相談ダイヤル案内ポスター 200枚 ⑳・多重債務は必ず解決できますポスター 400枚(市営高速鉄道車内用) ㉑・市バス車内電照広告(多重債務相談ダイヤル)(10月～3月) 					
○		⑳	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による多重債務特別相談の実施 相談者がより安心して気軽に相談でき、弁護士への受任を前提にじっくりと相談できる場を確保するために、弁護士による多重債務に関する無料相談を実施する。 	⑳			<p>【⑳新設】</p> <p>平成20年4月開設</p> <p>第1, 3水曜日の17:30～20:30 定員各8人</p> <p>第2, 4水曜日の 9:00～12:00 定員各8人</p> <p>定員444人, 予約件数331人, 相談件数299人</p>	文化市民局 消費生活総合センター
			<p>(参考) ㉒ 毎週水曜日の9:00～12:00 定員各4 第1, 3水曜日の17:30～20:30 定員各8 第1, 3水曜日の翌週月曜日 17:30～20:30 定員各4 定員444人 予約件数288人 相談件数266人</p> <p>㉓ 同上 定員 364人 予約件数 237人 相談件数 210人</p>					

(2) 消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

ア 各種相談事業の推進

○	⑳	<p>6 「自殺予防・自死遺族のこころのケア相談専用電話」の設置</p> <p>近年、全国の自殺者数が3万人を超えており、自殺の原因として多くの要因が挙げられているところであるが、多重債務等の経済的要因もその一つとして挙げられている。そのため、相談窓口として、自殺予防・自死遺族のための専用相談電話を新たに設置し、相談者がより安心して相談できる体制を整備する。</p>	⑳	<p>【⑳新設】</p> <p>自死遺族・自殺予防専用相談電話 『きょう・こころ・ほっとでんわ』 平成20年11月開始 相談件数 22件 火曜日の 9:00～12:00, 木曜日の13:00～16:00 対応者：臨床心理士、保健師、看護師、精神保健福祉士 相談件数 ㉑ 137件 ㉒ 136件</p>	保健福祉局 こころの健康増進センター
---	---	---	---	---	-----------------------

イ 関係機関・団体等との連携の強化

○		<p>1 本市の相談窓口のネットワーク化の推進</p> <p>庁内連絡会議の開催等により、各相談窓口との協議や情報交換を推進し、連携して相談に当たる。</p> <p>(参考) ㉑～㉒ 多重債務問題対策専門委員会 各1回開催</p>	⑲ ⑱	<p>⑱平成18年10月、第1回庁内連絡会議を開催した。</p> <p>⑲多重債務問題に関して、適切な対応を図るため、多重債務問題対策専門委員会を開催し、情報交換、問題の把握等に努めた。 開催 10月、12月</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○		<p>2 災害等緊急時における連携のあり方の検討</p> <p>京都市防災計画に基づく臨時相談窓口の開設に関して、被災都市の前例等を参考に、警察等行政機関及び各種関係民間団体とその連携の在り方を協議し、万一の場合でも速やかに開設できる体制を整える。</p>	㉒ ㉒	<p>㉒ 第2次消費生活基本計画に「推進施策16 身近な支援の仕組みづくり」として、地域の様々な団体やネットワーク等の連携強化と支援の仕組みづくりに取り組むことを明記し、次期計画の取組課題とした。</p>	文化市民局 消費生活総合センター

○	<p>3 日本司法支援センター京都地方事務所との連携</p> <p>⑱ 日本司法支援センター京都地方事務所（法テラス京都）と十分な連携を図り，消費者被害の迅速かつ的確な救済を行う。</p> <p>(参考) ⑲平成19年10月29日，日本司法支援センター第2回京都協議会に出席，業務内容や活動の実施状況，今後の展望等の報告を受け，意見交換を行った。</p>	⑱	<p>平成18年9月13日，日本司法支援センター第1回京都協議会に出席，関係団体等で連携について協議した。なお，同センターは平成18年10月2日からの業務を開始した。消費者被害に迅速に対応するため，適宜，情報交換を行うなど，連携を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ センター開設の周知に協力 <p>平成18年10月，本庁舎，北庁舎に日本司法支援センター用の配架棚設置を依頼，各区役所・支所には，窓口におけるリーフレット等の配布を依頼し，実施した。</p>	文化市民局 消費生活総合センター
---	--	---	--	---------------------

基本方針3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

項目数 23

(1) 消費者被害の未然防止, 拡大防止

ア 消費者被害に関する情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	
				実施済	着手	未着手		
○			<p>1 緊急時における事業者名等の公表 今なお手口の巧妙化が進む架空請求被害の事例に関して、ホームページ以外の啓発情報誌にも事業者名の公表だけでなくその手口に関する記事を掲載し、被害の未然防止を図る。</p> <p>(参考) ⑳ 市民しんぶん3月15日号挟み込み広告への記事</p> <p>(参考) ㉑ マイシティライフへの記事掲載 ・ No. 203 (12月発行)「消費生活相談の小窓：消費生活相談員の仕事」の相談事例「架空請求のハガキ」</p>	⑳			<p>㉒ マイシティライフへの記事掲載 ・ No. 197 (6月発行)「すぐに使えるちえぶくろ：架空請求・不当請求 Q&A」 ・ No. 199 (12月発行)「消費生活相談の小窓：インターネットの利用による高額被害」</p> <p>(参考) 「京・くらしの安心安全情報」でも、架空請求事業者名の公表等、架空請求に関する啓発を適宜掲載している。</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○	⑱		<p>2 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進 消費生活相談に寄せられる苦情や消費者被害に関する統計情報をより迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。</p> <p>(参考) ⑲・ 生活用品に関する重大な事故の報道の増加により、製品の安全性についての世間の関心が集まっていることから、毎月発行している「京・くらしの安心安全情報」で、製品事故に関する情報を積極的に掲載 ・ 6月から、特定商取引法違反の行政処分及び消費生活用製品の重大製品事故に係る公表についてホームページに掲載</p> <p>(参考) ㉑ ホームページによる掲載は重大性等を個別に勘案して行うこととし、原則、消費生活相談・情報メール便により、製品事故、無償交換等の情報を配信する方法に変更</p>	⑱			<p>・平成18年10月、ホームページのリニューアル ・統計情報に加え、悪質商法やその対処法に関する情報等をまとめた「京・くらしの安心安全情報」を毎月発行 ⑰6箇月に1回⇒⑱毎月(10月以降計6回)</p>	文化市民局 消費生活総合センター

○	⑱	<p>3 他都市との広域情報交換及び全国消費生活ネットワークの活用による被害情報の迅速、的確な把握 現在実施している近畿圏各都市との情報交換会議（近畿相談担当者連絡会議 年2回開催）に加えて、指定都市4市による事業者対策会議の開催などにより、広域的・統一的な対策が講じられる環境を整備する。</p>	⑱		<p>⑱平成19年4月、京阪神堺四都市事業者指導担当者連絡会を開催し、各都市の事業者指導基準等について情報の共有化を図った。 （参考） 京阪神堺四都市事業者指導担当者連絡会への参加 ⑳1回 ㉑1回 ㉒1回</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○		<p>4 緊急時の事業者による危害情報提供への協力（再掲）</p>	⑱		参照 1－（1）－ア－2，1－（1）－イ－2	
○	⑱	<p>5 「出前講座」の充実 各会議・会合等、様々な機会を捉え広く悪質商法に関する講座等を行うとともに、消費者リーダーの育成や地域における見守り活動の支援等のための講座等、市民・消費者の特性に応じたテーマに基づき内容の充実を図る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（⑱実績） ア 受講者の様々なニーズに対応するため、グループディスカッションやロールプレイを採り入れたケーススタディ等、新たな手法を用いて実施（左京区地域包括支援センター研修会 12月10日） イ 野外ブースにおける効果的な市民啓発の手法を検討し、クイズ・アンケートの作成や来場者誘導のための寸劇を実施した。（11月17日開催の西京区民ふれあいまつり会場の幕間に上演） ウ 啓発冊子類の使用に加え、プレゼンテーションソフトを用いた教材を作成し、活用（消費生活講座「南区くらしのなっとくゼミナール」 11月27日）</p> </div>	⑱		<p>⑱・地域・各団体への積極的な働き掛け 高齢者等を見守る立場の方の利用促進に向け、各地域包括支援センター、老人福祉員等への働き掛けを実施した。（参照3－（1）－イ－3） ・ 講座内容の充実 受講者の反応等を基に、対象者別の実施方法等を検討し、講座内容の充実を図るため、消費生活相談員、啓発担当者による検討会を適宜開催し、パソコン、プロジェクター設備のある会場で使用するプレゼンテーションソフトを用いた資料作りや、講座に寸劇を導入するなどの工夫を行った。 （参照2－（1）－1，4－（1）－7）</p> <p>⑳学生向け講座の充実 大学生等、学生に分かりやすいものとするため、○×クイズの導入等、内容・構成の工夫を行った。（大学生向け出前講座実績：2校 2，995名）</p> <p>㉑京・くらしのサポーターを補助講師に導入 （開催3回）</p> <p>㉒地域で高齢者を支える地域包括支援センターや高齢者の集いの場となる老人福祉センターへ、出前講座の利用を働き掛けた。 また、高齢者が内容を理解しやすくするため、サポーターによる寸劇公演を採り入れた。 （出前講座実績：49件（うち寸劇公演9回） 3，555名）</p>	文化市民局 消費生活総合センター

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		⑱	<p>6 暮らしのみほりたい事業の実施</p> <p>消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的とし、地域社会の高齢者等を見守り、消費者被害情報等について通報する「暮らしのみほりたい」を創設する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考)</p> <p>登録者数（3月末現在）</p> <p>⑳ 1, 399名</p> <p>㉑ 1, 687名</p> <p>㉒ 2, 274名</p> </div>	⑱			<p>⑱ 消費生活相談において相談割合が高い高齢者に対して、日常生活の中で目配り、気配り等の身近な見守りを行い、万一、高齢者が被害に遭った場合には、市民総合相談課への相談を奨励する「暮らしのみほりたい」の募集を平成19年6月から開始した。</p> <p>(登録者への活動支援の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「暮らしのみほりたい」ステッカーを配付（玄関等への掲示用） ・ 消費生活総合センターから、電子メール等により最新の消費生活情報（「京(みやこ)・暮らしの安心安全情報」等）を提供 <p>登録者の募集は、市民しんぶん等により周知したほか、冊子や出前講座等において周知を行った。</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○		㉒	<p>7 「消費生活相談・情報メール便」の配信</p> <p>消費者契約に関するトラブルなどの情報を携帯電話やパソコンを通じて迅速に伝達するため、電子メール配信システムを活用して、事前に配信登録された消費者に「消費生活相談・情報メール便」を配信するサービスを開始する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考)</p> <p>㉑ 配信実績（累計） 125回（PC版・緊急情報版は統合）</p> <p>㉒ 配信実績（累計） 132回</p> </div>	㉒			<p>【㉒新設】</p> <p>4月14日から登録受付開始し、情報メール便の配信を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配信内容 <p>PC版(パソコンの電子メール向け)、緊急情報版(パソコンと携帯電話の電子メールに対応)の2区分で配信</p> <p>PC版 「京・暮らしの安心安全情報」の内容を月1回の発行に合わせ配信</p> <p>緊急情報版 国民生活センター発信の危害情報、製品評価技術基盤機構発信の特記ニュースなどから要点をまとめ、随時に配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配信実績57回（PC版12回、緊急情報版45回） 	文化市民局 消費生活総合センター

イ 関係機関・団体等との連携の強化

	○		1 京都府，京都府警察，京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化（再掲）	①⑨	①⑧	参照 2－（1）－8	
	○	①⑧	2 大学コンソーシアム京都，大学等への情報提供の実施 大学の学生生活支援担当部署，大学コンソーシアム京都等へ消費生活に関する情報を提供する。 また，新たに電子メールによる提供を推進する。	①⑧		大学の学生生活支援担当部署，大学コンソーシアム京都に対し，FAXにより情報提供を行うとともに，10月からは，希望する大学には電子メールによる情報提供を行っている。 ①⑧情報提供 9回（電子メールは4回目から） ①⑨12回 ②⑩12回 ②⑪12回 ②⑫8回 （平成20年度から電子メールは「消費生活相談・情報メール便」により配信）	文化市民局 消費生活総合センター
	○		3 関係機関・団体等との連携による高齢者・障害者等への情報提供の推進 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」（事務局 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）を通じ，判断能力の低下が危惧される高齢者，障害者等の消費者トラブルに関しての情報提供を行っている。 ①⑦から第1部会の検討項目として「安心・安全な消費生活環境を整備するための取組」を設けており，今後更に積極的に情報を提供していく。	①⑨	①⑧	①⑧「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」総会出席1回 ①⑨ネットワークを基に，高齢者等を見守る立場の方の出前講座の利用促進に向け，消費生活総合センターから，直接，各地域包括支援センター等に働き掛けを開始しており，その働き掛けを通じて，講座開催のほか，積極的に連携し，情報提供を推進している。	文化市民局 消費生活総合センター
	○		4 消費者団体，事業者団体との連携による情報提供の実施 消費者団体，事業者団体と積極的に連携し，消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報提供を行う。	①⑨	①⑧	①⑧・平成18年10月，消費者団体懇談会，事業者団体懇談会を立ち上げ11月2日に合同会議を開催 ・消費者団体等に「京・くらしの安心安全情報」を配布 ①⑨・京都市消費者団体懇談会を開催（5月，3月） 消費生活に関する啓発の中心を担う「京（みやこ）・くらしのサポーター」養成講座の共催実施等について協議（参照4－（2）－エ－2） ・生命保険協会懇談会に出席（10月） ・損害保険協会との懇談会を開催（11月） ・引き続き，消費者団体等に「京・くらしの安心安全情報」を配布	文化市民局 消費生活総合センター
			(参考) ②⑩②⑪②⑫ 協議等の取組を継続している。 ・京都市消費者団体懇談会は，啓発事業共催等の協議の場として継続 ・事業者団体との懇談は，消費者意見の提供の場として継続（参照4－（3）－8）。				

○	⑱	5 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 (再掲)	⑲	⑱	参照 2-(1)-10
---	---	--------------------------	---	---	-------------

ウ 地域等におけるネットワークの活用

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				完了済 実施済	着手 推進中	未着手		
○			1 地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進 小学校区又は元学区単位で、地域住民（各種団体）と区役所・支所、学校、警察署、消防署などの関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉など幅広い地域の安心・安全の確保に取り組み、地域の総合的な安心安全ネットを構築する。	⑳			㉒ 227学区（累計） （参考 各年度累計） ⑯ 4学区 ⑰ 27学区 ⑱ 72学区 ㉑ 112学区 ㉒ 149学区 ㉓ 192学区	文化市民局 くらし安全 推進課
○	⑱		2 高齢者福祉関係者等への被害防止ハンドブックの配布及び研修の充実 認知症の方や精神に障害を持つ方等、消費生活上必要な知識や判断の能力が十分でない方の消費者被害を防止するため、高齢者向けの「悪質商法撃退ハンドブック」を配布し、研修を実施する。	⑲	⑱		⑱ 高齢者向け「悪質商法撃退ハンドブック」を出前講座等で活用（配布）するとともに、希望団体等へ配布した。 印刷部数 計 34,000部（注） 配布部数 27,400部 （注）当初印刷部数25,000部に加え、18年6月に9,000部を増刷。 ⑲ 各地域包括支援センター等へ出前講座の働き掛けを開始した。（参照3-(1)-ア-5） 社会福祉士、ケアマネージャー、ヘルパー等を主な対象者とした出前講座の実施回数 20回	文化市民局 消費生活総 合センター

○	<p>3 地域福祉権利擁護事業の推進 京都市社会福祉協議会では、本市の補助を受け、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等、判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理等を援助する制度として、同事業を実施しているが、契約件数の増加に伴い、補助額の増額等を行う。</p>	⑲ ⑳	<p>⑱・ 契約実働件数 281件 (3月末現在) ・ 補助額 (決算) ⑰36,401千円 ⇒ ⑱43,823千円 ・ 契約件数の増加に対応し、事業の充実を図るため、基幹的社協の増設を検討している。 ⑲事業の更なる充実を図るため、全ての区に基幹的社協を設置した。 ・ 契約実働件数 321件 (3月末現在)</p>	保健福祉局 地域福祉課
○	<p>5 認知症あんしん京 (みやこ) づくり推進事業の実施 認知症に関する基礎的知識と具体的な対応方法等の普及及び啓発を推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。 平成21年度末までに認知症あんしんサポーター1万人を養成する。</p>	㉑ ㉒	<p>認知症あんしんサポーターリーダー養成人数 ⑱274人 ⑲732人 ㉑387人 累計㉑1,393人 (3月末現在) 認知症あんしんサポーター養成人数 ⑱3,854人 ⑲5,418人 ㉑6,309人 累計㉑15,581人 (3月末現在) * 平成20年6月に認知症安心サポーター養成数 累計1万人の目標を達成</p>	保健福祉局 長寿福祉課
<p>(参考) ㉑ 関連取組 「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」 平成21年10月開始 活動内容：暮らしや仕事の場で普段からよく知っているお年寄りへの目配りを行い、サポートが必要であると思われた場合に地域包括支援センターへ連絡・相談する。目配り活動に関して、孤独死防止、悪質商法の被害防止、認知症の早期発見について例示している。登録者には、高齢者福祉等に関するハンドブックを配付し、その後も、メール配信等で、高齢者福祉に関する情報提供を行う。 目標：平成23年度までに10,000人 登録数 ㉑987人 ㉒1,305人 累計2,292人 (3月末現在)</p>		<p>(参考) ㉑ 新たな目標を設定し、事業を引き続き推進 目標 平成26年度末までに認知症あんしんサポーター累計5万人を養成する。 認知症あんしんサポーターリーダー養成人数 ㉑137人 ㉒167人 累計1,697人 (3月末現在) 認知症あんしんサポーター養成人数 ㉑6,207人 ㉒7,132人 累計28,920人 (3月末現在)</p>		

○	<p>②① 6 「認知症の人も安心して暮らせるまちづくり ～高齢者にやさしい店を世代を越えた共汗で創り出そう～」事業の実施 高齢者とりわけ認知症の方にとっては、買物をするのも多くの不安が伴うため、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するには、高齢者も安心して買物をする事ができることが不可欠であり、また、地域の身近な商店街の活性化も視野に入れた取組が必要である。 商店に対して「高齢者にやさしい店」を目指すことを奨励し、「高齢者にやさしい店」に関する情報を広く提供する。 なお、実行委員会を設置し、地域の団体、大学、商店街と協働して事業を推進する。</p> <p>(参考) ②② 登録店数 累計 77店</p>	②①	<p>【②①新設】 平成22年1月から第1次登録店（16店）で事業開始 (商店等登録の概要) (1)認知症あんしんサポーター養成講座を受講 認知症の症状や認知症の人への理解を深め、対応を学習（平成21年11月に3回開催） (2)「高齢者にやさしい店」宣言 「高齢者にやさしい店」として取り組む目標や内容をまとめて、「高齢者にやさしい店宣言」を行う。 (3)「高齢者にやさしい店」の登録とステッカー掲示 (1)(2)の後、商店等を「高齢者にやさしい店」として登録。登録店は、「高齢者にやさしい店」である旨を表示するステッカーと宣言文を掲示</p> <p>(参考) 公募による登録店のステッカー作成 図案を平成21年9月に募集し、合計22点の応募があった。</p>	左京区役所 支援課
---	---	----	---	--------------

(2) 事業者の不適正な取引行為の防止

○		<p>1 事業者に対する指導、勧告及び事業者名等の公表 条例改正に伴い、指導等の実施マニュアルを改定する。また、京都府とも悪質な事業者対策に関する連携策を協議し、その実効性の向上を図る。</p> <p>(参考) ・事業者指導件数 ⑰9件 ⑱8件 ⑲4件 ⑳3件 ㉑5件 ㉒3件</p>	⑰	⑱	<p>⑱・ 「不適正な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領」の改正作業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者対策に関する連携策について京都府と協議 <p>⑲上記要領改正</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○		<p>2 京都府、京都府警察、京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化（再掲）</p>	⑰	⑱	参照 2 - (1) - 8	
○		<p>3 不適正な取引行為についての事業者、事業者団体に対する周知徹底 事業者が不適正な取引行為を行った場合、その事実をその業界の事業者団体に通知し、傘下の事業者に周知することにより、他の事業者による同様の行為の発生を防ぐ。</p>	⑳		<p>⑳ 事業者団体との情報交換と併せて、当該業界に特有の苦情相談事例について周知し、同様の行為の防止を依頼した。</p> <p>実績 ⑳ 3団体 ㉑3団体 ㉒3団体</p> <p>参照 3 - (2) - 5</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○	㉑	<p>4 事業者団体との連携による事業者の自主行動基準の策定促進 事業者団体との連携により、不適正な取引行為の防止等、各事業者が自らの商行為について社会的信頼を得るための自主行動基準の策定を促進する。</p>	㉒	⑳ ㉑	<p>⑳消費生活総合センターに来所した事業者に対して、自主行動基準の現状聴き取り及び策定の推奨を行い、策定済みの場合は提出を求めた。</p> <p>㉑ 取組を継続実施した。 自主行動基準の提出件数 累計21件</p> <p>㉒ 取組を継続実施した。 自主行動基準の提出件数 累計22件</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○		<p>5 事業者団体と連携した悪質事業者対策の推進 不適正な取引行為について、その原因や対策等を関係団体と協議し、業界内の自浄作用の促進を図る。</p> <p>(参考) 開催状況 ㉑ 11/11 日本生活向上協会 8/12, 12/12 全国直販流通協会 3/7 京都損害保険代理業協会</p>	⑳		<p>⑳ 不適正な取引行為とその防止等について情報交換を行うため、事業者団体と協議する機会を設け、今後についても定期的な開催を図ることとした。</p> <p>5/30 日本生活向上協会 6/18 新聞公正取引京都市支部協議会 2/ 2 京都損害保険代理業協会</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○	⑱	<p>6 消費者団体訴訟制度への支援策の検討（再掲）</p>	⑰	⑱	参照 2 - (1) - 10	

基本方針 4 消費者の自立支援 項目数 4 6

(1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実(完 施了) 済	着(推 進中) 手	未 着手		
	○		1 消費生活に関する様々な情報誌、パンフレット類の発行 生活情報誌やパンフレットを発行し、消費生活に関する 様々な情報を市民に提供しているが、対象者の特性に配慮し た内容にするなど充実を図る。	㉒	⑱ ㉒		発行実績 ⑱～㉑ ・ 「マイシティライフ」年4回(各回4万部発行) ・ 「京・くらしの安心安全情報」平成18年10 月から毎月500部発行 * 以下、別表参照	文化市民局 消費生活総 合センター
	○	㉒	・ 生活情報誌「マイシティライフ」特別号の作成・配布 消費生活窓口の周知と、生活情報誌「マイシティライ フ」の読者の拡大に向け、存在を広くアピールする効果 を狙い、特別号を作成・配布する。 【基金】消費生活センター機能強化事業	㉒	㉒	○	【㉒新設】 ・ 消費生活相談事例等を掲載し、平成23年10 月29日から11月4日の期間に、市内全家庭に 配布	文化市民局 消費生活総 合センター

別表 消費生活に関する様々な情報誌、パンフレット類の発行

区 分	名称、部数等
一般向け	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット「お気をつけておくれやす悪質商法撃退！！（一般向け版）」 ⑱64, 000部発行 ・ 市民総合相談課 案内チラシ ⑲⑳各1, 000枚発行 ・ 回覧板チラシ「お気軽にご相談ください 京都市市民総合相談課」 ㉔74, 000部発行 ㉕54, 000部増刷 ・ 「市民生活センター電話番号シール（改訂版）」 ⑱40, 000枚作成 ・ 「くらしのみほりたい」ステッカー ⑲1, 500枚作成 ㉔700枚増刷 ㉕700枚増刷 ・ 悪質商法撃退！！ステッカー ⑲500枚作成 ・ 市民総合相談課相談窓口案内ポスター印刷 ㉕10, 750部 ・ 市民しんぶん挟み込みタブロイド紙（窓口周知、啓発記事） ㉕10月15日号, ㉖3月15日号
事象別	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット「賃貸アパート・マンション退去時のトラブル（改訂版）」 ⑱5, 000部増刷 ・ パンフレット「多重債務でお困りのあなたへ」 ⑱4, 000部増刷 ・ パンフレット「あきらめないで！多重債務は必ず解決できます！」 ⑲10, 000部発行 ㉕9, 000部増刷 ・ ポスター「多重債務相談ダイヤル案内」 ⑲200枚 ・ ポスター「多重債務は必ず解決できます（市営高速鉄道車内用）」 ㉔400枚発行 ・ くらしの達人入選作品集⑱⑲⑳㉕毎年度800部, ㉖800部
高齢者向け	<ul style="list-style-type: none"> ・ リーフレット「悪質商法！高齢者がねらわれる！！」 ⑱20, 000部発行 ・ パンフレット「悪質商法撃退ハンドブック」 ⑱9, 000部増刷 ・ リーフレット「お気をつけておくれやす悪質商法撃退！！」 ⑲20, 000部発行
若者向け	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット「十代・二十代のあなたへ」 ⑱4, 000部増刷 ・ パンフレット「契約ナビ」 ⑱5,000部増刷 ㉕4, 000部増刷 ・ 冊子「あなたはだいじょうぶ?!（中学生編）」 ⑱47, 000部発行・⑲配布（全学年） ⑲⑳㉕㉖増刷（次年度新入生数相当）

○	<p>⑬ 3 「保健所ニュース」等による消費生活に関する情報提供の推進 食についての啓発等、消費生活に関する情報提供の推進や、各種教室事業を実施する。 家庭内での製品事故の防止や事故防止のための商品の紹介等を掲載した「子どもの事故防止実践マニュアル」を配布するなど、消費生活に関する情報の提供を充実させる。</p> <p>注 平成22年度から、保健所は保健センターに名称変更</p>	⑬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所等における各種教室事業等での啓発 ・ 保健所ニュースでの啓発 ・ 子どもの事故防止実践マニュアルの配布（平成18年6月～） <p>(参考) ⑱⑳㉑㉒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター等における各種教室事業等での啓発 ・ 保健センターニュース等での啓発 ・ 子どもの事故防止実践マニュアルの配布 	保健福祉局 保健医療課
○	<p>4 環境に関する様々な冊子類の発行 「グリーン購入促進事業における会報誌」ほか、ごみ減量やリサイクルを促進するための冊子類の発行を充実させる。</p> <p>(参考) ⑳ 「京のごみガイド」を作成し、「京のごみ減量事典」に補足する内容を掲載 ㉑ 京のごみ減量事典を全面改訂した「ごみ減量・分別ハンドブック」全戸配布</p>	⑬	<p>「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成・配布（平成18年9月） 発生抑制・再使用等、上流対策によるごみ減量やリサイクルを促進するため、「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成し、京都市内全戸に配布した。</p> <p>(参考) ⑱, ㉑ 市民しんぶんの折り込みちらしとして「京のごみ減量事典」に補足する内容を掲載し、全戸に配布</p>	環境政策局 循環企画課

○		<p>5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大 消費生活に関する啓発冊子類が、より多くの消費者の手に渡るよう設置場所の拡大を図る。</p> <p>(生活情報誌「マイシティライフ」の設置)</p> <p>⑳・区民まつりブースに設置(消費者啓発ブース出展の4会場・開催日に応じた最新刊等) ・ 広告掲載を開始したNo.199, 200を, 広告主の店舗等で設置</p> <p>㉑・区民まつりブースに設置(消費者啓発ブース出展の6会場・開催日に応じた最新刊等) ・ 広告掲載No.201~204を, 広告主の店舗等で設置</p>		⑲ ⑳ ㉑	<p>(冊子類の地域での回覧用としての配布)</p> <p>⑲・「お気をつけておくれやす 悪質商法撃退!! (一般向け版)」市内全地域の市政協力委員に配布(平成20年2月)</p> <p>⑳・相談窓口案内チラシ「お気軽にご相談ください 京都市市民総合相談課」を, 市内全地域の市政協力委員に配布(平成21年3月)</p> <p>㉑・㉑に同じ(平成22年3月)</p> <p>(生活情報誌「マイシティライフ」の設置)</p> <p>⑲・地下鉄駅構内パンフレット棚に設置(No.196, 平成20年3月~No.203, 平成22年2月) 〔地下鉄利用促進に向けたパンフレット棚の運用見直しにより, No.203, 平成22年2月までで設置終了。〕</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○	⑲	<p>7 関係機関・団体との連携による啓発キャンペーンの実施 京都府, 京都府警察, 消費者団体等と連携し, 啓発キャンペーンを実施し, 被害の未然防止を図る。</p>		⑲	<p>⑲ 11月17日に西京区民ふれあいまつりの野外ブースに, 消費生活総合センターから「悪質商法とその対処法」をテーマとして出展し, 西京区生活安全推進協議会と連携して消費者啓発キャンペーンを実施した。 (参考:生活安全推進協議会の取組事例) 参照 4-(2)-ア-1の 囲み欄 (参考取組)</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○	⑱	<p>8 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進(再掲)</p>		⑱	参照 3-(1)-ア-2	
○	⑱	<p>10 住宅用火災警報器の設置指導の実施 消防法の改正により, 全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから, 自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導を実施する。</p>		㉒ ⑱	<p>自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導回数 ⑱ 409回 ⑲ 1,299回 ⑳ 1,364回 ㉑ 1,219回 ㉒ 1,201回 累計 5,492回</p>	消防局 予防部
備考 既設住宅の設置は平成23年6月から義務						

(2) 消費者教育・啓発の充実

ア 様々な学習機会の拡充

○	⑱	<p>1 消費生活に関する講座や教室の充実 消費生活に関する情報を提供するとともに、市民の消費生活に対する理解を深め、意識の高揚を図るため、消費生活に関する講座を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消費生活講座」を「くらしのなっとくゼミナール」と名付け、開催回数の増加を図る。 	⑱	<ul style="list-style-type: none"> 「くらしのなっとくゼミナール」を年4回開催する。 ⑰ 1回 参加者55人⇒⑱ 4回145人 第1回 5/29 テーマ「欠陥住宅・悪質商法」(参加者38人) 第2回 8/8 テーマ「インターネット、リサイクル(夏休み親子教室)」(参加者33人) 第3回 11/29 テーマ「食品表示」(参加者44人) 	文化市民局 消費生活総合センター
		(参考取組 ⑲)			
		<p>キッズタウン in 東山の開催 区内の児童が遊びを通じ職業体験や購買・消費行動等の社会体験をすることにより、自ら考え、行動できる主体性や創造力の向上を目的に開催する。</p>	平成20年3月22日(土)開催	<p>場所 東山区総合庁舎, 対象: 区内小学生 主催 東山区生活安全推進協議会</p>	東山区役所 まちづくり 推進課
		(参考)			
		<p>⑳ 「くらしのなっとくゼミナール」を廃止し、「消費者団体等支援事業」として、消費者団体が企画、運営する市民向けの各種講座、教室、フォーラム等の催しにつき、本市共催事業として活動を支援。</p> <p>9/8 市民フォーラム「市民と行政でつなぐエコ活動」(京都市ごみ減量めぐるくん推進友の会と共催 参加者29人)</p> <p>12/6 消費者問題学習会「あなたは大丈夫?クレジットカード等の与信を巡るトラブル 未然に防ぐ気を付けたいポイント学習会」(京都生活協同組合と共催 参加者28人)</p> <p>1/24 食に関する消費者講座「卸売市場ってどんなところ?~京野菜と旬な魚の美味しい内緒話」(京都市消費者モニター等経験者の会と共催 参加者64人)</p> <p>2/3 市民フォーラム「消費生活における容器包装の3Rの推進に向けて」(京都市ごみ減量めぐるくん推進友の会と共催 参加者35人)</p> <p>2/11 消費者問題学習会「サイバー犯罪の落とし穴~忍び寄るIT被害の実情と予防策」(特定非営利活動法人京都消費生活有資格者の会と共催 参加者80人)</p>			

<p>○</p>	<p>⑳</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関するフォーラム等の開催 次期消費生活基本計画の策定や消費者庁の設置など、現在の消費生活に関する時事的な問題を題材に、次世代への影響も考慮し、これからの消費生活について、消費者の役割を考える契機となるよう、消費者団体、事業者団体と協力して、多数の消費者が参加できる形式で学習の機会を設ける。 <p>【基金】 消費者行政活性化オリジナル事業</p>	<p>㉒ ㉑</p>	<p>【㉑新設】 (㉑終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> シンポジウム「未来へつなぐ消費生活を京都から」 平成22年2月2日(火)にウイングス京都イベントホールにおいて、消費生活への関心を高め、安心感のある消費生活のために市民ができることは何かについて考えるシンポジウムを開催した。(参加者245人) ◇基調講演 「これからの消費生活を考える～消費者市民に求められるもの～」 ◇講師 松本恒雄(一橋大学法科大学院長、内閣府消費者委員会委員長) ◇パネルディスカッション「未来へつなぐ消費生活を京都から」(京都市消費者審議会からのメッセージ発信) 平成22年度消費者月間における暮らしのフォーラムの企画 (消費者団体、事業者団体の合同懇談会を企画・運営の検討のため、平成22年1～3月に計3回開催した。) <p>【㉒新設】 (㉒終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都暮らしのフォーラム 5月29日(土)に、京都市男女共同参画センター(ウイングス京都)において、市民の消費生活への関心を高めることを目的とした市民フォーラムを開催した。 (1) 午前の部 テーマ別特別講演会「知って得する暮らしの知恵」 ＜食＞＜環境＞＜生活設計＞＜住まい＞ (2) 午後の部 特別講演会1 「なるほど消費者庁！」
----------	---	------------	---

		<p>講師 内田 俊一 氏 (消費者庁長官) 特別講演会2「どうなる日本の暮らし」</p> <p>講師 金 美齡 氏 (評論家, JET 日本語学校 理事長)</p> <p>三者対談 「世界の暮らし, 日本の暮らし, 京都の暮らし」 内田消費者庁長官, 金美齡氏, 京都市長</p> <p>参加者総数 245名</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者力パワーアップセミナー 悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため, 消費者自らが適切に判断し, 行動していく力(消費者力)を身に付けてもらうことを目的として, 消費者団体との共催により, 平成20年度から実施している。 消費者力検定受験対策講座 消費生活についての正しい知識を身に付け, 消費者自らが適切に判断し, 行動していく力(消費者力)を高めることを目的として, 財団法人日本消費者協会が実施する消費者力検定受験に向けた対策講座を消費者団体に委託し, 平成21年度から実施している。 消費者団体等支援事業 (㊸新規) 消費者被害の防止・救済, 消費者の自立支援, 消費者力の向上を目的として, 消費者団体が企画及び運営する市民向けの各種講座, 教室, フォーラム等の催しのうち, 開催趣旨から見て, 本市との共催が可能なものについては, 本市が, 会場使用料や講師謝礼等の負担, 当課研修室や機材の貸出し及び市民しんぶんを活用した広報を行うことにより, 消費者団体の活動を支援した。23年度も引き続き実施する。
--	--	--

(参考取組 ②)

消費者講座「人にやさしい商品・サービスを選ぼう！」
誰もが便利に、簡単に使える商品やサービスが当たり前になるよう、消費者としてユニバーサルデザインの視点から考える講座を開催する。

平成23年2月22日、24日開催

企画運営 NPO法人コンシューマーズ京都

1日目 基本講座「消費者にとってユニバーサルデザインとは」、事業者から事例紹介 参加者35人

2日目 施設見学・ワークショップ 参加者13人

保健福祉局
保健福祉総務課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実(完了済)	着(推進中)	未着手		
○		②①	<p>2 電子メール等, 情信技術を活用した講座の開設 電子メール等を活用し, 講座に参加することが困難な人も受けられる講座を企画する。</p> <p>【基金】 消費者教育・啓発活性化事業</p> <p>(参考) ②②引き続き, 配信を継続。 ②②実績 ・パソコンサイトアクセス数 4, 530件 ・携帯サイトアクセス数 1, 756件</p>	②①			<p>②① 若者を対象としたショートムービーを10月15日からインターネットで配信開始 名称 「kyoto city movie 烏丸御池発☆ミヤコの悪質商法物語～若者を狙う甘いワナ～」 概要 キャッチセールスほか, 1本当たり4分程度の動画4本を京都の大学生の出演協力により制作 実績 ・パソコンサイトアクセス数 2, 968件 ・携帯サイトアクセス数 1, 451件</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○		①⑧	<p>4 計量に関する学習事業の推進 新規事業として, 「夏休み親子計量教室」を実施する。</p> <p>(参考) ①⑨第2回計量教室(実施日8月20日, 参加者 6組) ②⑩第3回計量教室(実施日8月18日, 参加者10組) ③⑪第4回計量教室(実施日8月17日, 参加者11組) ④⑫第5回計量教室(実施日8月11日, 参加者 7組)</p>	①⑧			<p>平成18年8月, 小学5・6年生とその保護者を対象に, 計量に関する学習の場として, 親子教室を開催した。(親子12組応募, 「計量検査所見学, 棒はかりの作成等」)</p>	産業観光局 計量検査所
○		①⑧	<p>10 京都府との共催事業の検討 消費者の学習機会の拡充を図るため, 京都府との共催による事業の実施を検討する。</p> <p>(参考) ①⑧平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナーを開催し, 消費生活専門相談員による出張相談コーナーを開設した。 ①⑨京滋地区大学学生課職員の協議組織の会合において, 学生の消費生活上のトラブル防止に向けて, 京都府と共に説明会を実施した。</p>	②②	①⑧	②②	<p>①⑧実施に向けて検討(府市協議1回実施) ②⑩②⑪②⑫大学に対し, 新入生向けオリエンテーション等でマルチ商法に関する啓発を実施するよう, 京都府と連名で要請 ②② 改正貸金業法の完全施行日への対応を喫緊の課題として, 京都府, 弁護士会, 司法書士会と連携し, 6月18日に多重債務法律相談会を府内各地で開催。開催に当たっては, 制度の周知効果を上げるため, 京都新聞に全面広告を掲出。</p>	文化市民局 消費生活総合センター

○	⑱	<p>1 1 ウェストスリムクラブの実施 食事バランスガイドの学習や運動等を繰り返し体験することにより健康づくりの意識の向上や生活習慣の改善を促し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防を図る。</p>	⑱			<p>【⑱新設】 保健所・支所において1コース（7回）で開催 14コース（98回）受講者992人</p>	保健福祉局 保健医療課
		<p>（参考）・平日に保健所・支所において1コース（3回）で開催。14コース（42回） 受講者 ⑳430人 ㉑396人 ㉒452人 ・休日にヘルスパia21において開催 ㉓1コース2回で開催。8コース（16回）受講者59人 ㉔半日コースと2日間コースを開催。半日コース（6コース）受講者22人，2日間コース（6コース）47人 ㉕半日コースと1日コースを開催。半日コース（6コース）受講者25人，1日コース（6コース）36人</p>					
○	⑱	<p>1 2 食育推進コンテストの開催 朝食を欠食する市民の割合を減少させ、望ましい食生活の習慣の形成を図ることを目指し、朝ごはんをテーマにしたコンテスト（わくわくこんだてじまん）を実施する。</p>	⑱			<p>【⑱新設】 食育コンテスト「わくわくこんだてじまん（朝ごはん）」募集ビラ4,000部を配布し24作品の応募があった。審査の結果，市長賞1名，優秀賞4名，入選4名を「京（みやこ）・食のフォーラム2007」で表彰した。「献立レシピ集」冊子を3,000部作成</p>	保健福祉局 保健医療課
		<p>（参考） ㉖平成20年度食育コンテスト「わくわくこんだてじまん（朝ごはん）」募集ビラ4,000部を配布し，361作品の応募があった。審査の結果市長賞1名，食育推進協議会長賞2名，入選10名を「鍋まつり」のイベントブースで表彰した。「献立レシピ集」を5,000部作成 ㉗平成21年度食育コンテスト「わくわくこんだてじまん（朝ごはん）」募集ビラ4,000部を配布し，659作品の応募があった。審査の結果，市長賞1名，食育推進協議会長賞2名，入選10名を表彰式において表彰した。 (㉘終了)</p>					

イ 学校における消費者教育の推進

○	⑲	<p>2 消費生活に関する中学生向けの冊子の作成・配布 中学生の消費者被害を未然に防止し，将来の様々な消費者トラブルへの備えとして消費者に必要なバランス感覚を養うための消費者教育の推進に向け，中学生向けの冊子を作成し，市内中学校に配布する。</p>	⑲			<p>・ 中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ?!（中学生編）」47,000部発行（⑲に配布） 京都市総合教育センターの指導主事（社会科，家庭科）と学校現場の教員に監修を依頼，内容について協議し，作成した。 （参考） ⑲ 市内全中学生に配布 ⑳㉑㉒ 新入生に配布</p>	文化市民局 消費生活総合センター
---	---	--	---	--	--	--	---------------------

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実(完了) 施(済)	着(推 進中) 手	未 着手		
○		⑱	4 「スチューデントシティ・ファイナンスパーク」の開設 <ul style="list-style-type: none"> 小学生を対象とした「スチューデントシティ」 銀行、商店、新聞社、区役所等からなる「街」を再現し、消費者役と会社員役、それぞれの立場での役割を体験し、社会や経済の仕組み、社会と自分との関わりを理解する。 中学生を対象とした「ファイナンスパーク」 「街」で、税金・保険をはじめ食費や光熱水費、教育費等の試算、商品やサービスの購入・契約等を体験し、社会にあふれる情報を適切に活用する力や生活設計能力等を育成する 	⑱			平成19年1月元滋野中学校に開設 モデル・試行実施を行い、小・中学校合わせて、46校、約3,000名が体験学習を実施 (参考) ⑲スチューデントシティ 試行実施小学校101校 ファイナンスパーク 試行実施中学校25校 合わせて約8,700名が体験学習を実施 ⑳本格実施 スチューデントシティ 小学校5年生が対象 ファイナンスパーク 中学校・総合支援学校が対象 (合わせて約15,000名が体験学習を実施) ㉑ スチューデントシティ・ファイナンスパーク合わせて約15,000名が体験学習を実施	教育委員会 京都まなびの街 生き方探究館
			(参考) 利用実績 スチューデントシティ 小学校 ㉑179校 ㉒179校 ㉓177校 ファイナンスパーク 中学校・総合支援学校 ㉑32校 ㉒33校 ㉓46校					
○		㉑	5 教職員及びPTAへの情報提供の推進 啓発冊子類の学校への配布、総合教育センターでの教員研修に出前講座を行い、PTA研修についても、機会に応じて、出前講座を行う。	㉑	㉑	㉑	㉑消費者教育を効果的に推進するため消費者行政と教育委員会の庁内連携組織を設置し、情報交換を行った。開催1回 ㉒ PTAの出前講座利用の促進を図るため、小学生高学年向けの消費者教育教材アニメーションDVDを学校に配布する機会を利用して、PTA研修についても出前講座を行うことを改めて周知した。	文化市民局 消費生活総合センター
○		⑲	6 「出前講座」の充実(再掲)	⑲			参照 3-(1)-ア-5	
○		⑱	8 大学コンソーシアム京都、大学等への情報提供の実施(再掲)	⑱			参照 3-(1)-イ-2	

○	⑱	<p>9 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本料理に学ぶ食育カリキュラムの策定・実施 <p>日本料理を通じて食に対する興味関心を高め、五感を働かせて食することの大切さを子どもたちに習得させるよう、さらには伝統文化の継承・発展を目指すため、日本料理アカデミーと連携し、「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定・実施する。</p> <p>注) 総合支援学校 平成19年4月に総合養護学校から名称変更</p>	⑳	⑱	<p>⑲平成20年3月「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を策定、同指導資料集を発行</p> <p>⑳市立小・中・高等学校に上記資料集を配布（カリキュラム実施の模範となるモデル実施校は継続）</p> <p>日本料理に学ぶ食育カリキュラムモデル実施校</p> <p>⑰ 5校 ⑱ 8校 ⑲ 18校 ⑳ 17校</p> <p>㉑ 17校 ㉒ 17校</p>	教育委員会 学校指導課
○	⑱	<p>10 食育指針の策定</p> <p>食育基本法の趣旨にのっとり、学校における魅力ある食育の推進を図るため、京都市全体の食育推進方針を踏まえ、学校給食を通じた食育の指針を策定する。</p>	⑱		<p>「京（みやこ）・食育推進プラン」の基本方針を踏まえ、同プラン中に学校給食を通じた食育の推進を盛り込み、その目標を達成するために給食を通じて取り組む項目として、地産地消（知産知消）の推進、伝統的な食文化への関心と理解、日本型食生活の普及を図ることとした。</p>	教育委員会 体育健康教育室
○	⑱	<p>11 食育事例集の作成</p> <p>食育に関するこれまでの実践の中から、優れた指導案を事例集としてまとめ、全校の食育の一層の充実を図る。</p>	⑲	⑱	<p>⑱「京（みやこ）・食育推進プラン」において、「学校における食育事例集（仮称）」等の食育啓発冊子の作成を盛り込んだ。</p> <p>（参考）平成18年度は「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」実践事例集を作成し、各校に配付した。</p> <p>⑲「京都市版食に関する指導実践事例集」を作成し、教科における指導事例や地域との連携事例等を全校に配付した。</p>	教育委員会 学校指導課 体育健康教育室
○	⑲	<p>17 小・中学生の環境体験学習プログラム</p> <p>小学生を対象とした、ごみの行方及びリサイクル製品等のパネルや分別種類ごとの資源回収ボックス箱等を使用した、ごみの分別、リサイクルの体験学習や、小・中学生を対象とした環境をテーマとする絵画コンクールを実施することで、小・中学生が、目に見える形でリデュース、リユース、リサイクルの3Rの意義や目的を意識できるよう、環境教育の充実を目的とした支援事業を行う。</p>	⑲		<p>【⑲新設】</p> <p>モデル校3校の児童に対して、プラスチック製容器包装の分別に重点を置いたごみの分別の体験学習とリサイクルの過程、3Rの意義などを説明する授業を行ったほか、環境絵画展を実施した。</p> <p>環境絵画展には357枚の応募があり、12月2日（日）開催の「京（みやこ）のごみ減量宣言シンポジウム」会場で展示し、表彰を行った。</p> <p>（参考）</p> <p>⑳ 小中学生を対象とした環境教育の充実に向け、ご</p>	環境政策局 循環企画課

				<p>みの減量・リサイクル等に関する DVD 教材の制作を行った。</p> <p>㉑環境教育DVDを用いて、京都市内の小学校で環境教育を実施した。また、当DVDを市内の児童館へ送付し、活用した。</p>	
○	㉑	<p>18 小学生向け消費者教育教材の作成・配布</p> <p>学童期における消費者教育を充実するために、市内小学校の授業等で活用してもらえるよう、小学生高学年向けの消費者教育教材アニメーションDVDを作成し、市内小学校に配付する。</p> <p>【基金】 消費者教育・啓発活性化事業</p>	㉒ ㉑ ㉒	<p>【㉑新設】</p> <p>平成17年度に作成した若者向け冊子「契約ナビ」の挿絵から発展させ、くらしのみほりたいステッカー等で市民生活センターのイメージキャラクターとして活用しているクーリング・オフマンをメインキャラクターとして、アニメーションDVDを作成した。</p> <p>㉒教員を対象とした家庭科指導講座で説明を行うなど、活用の促進を図りつつ、市内小学校に配布した。</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○	㉒	<p>19 大学における消費者講座の開講</p> <p>大学生が消費者契約トラブルなどの消費者問題についての現状認識を高め、その解決のために必要な法的知識を学ぶとともに、自らのライフスタイルについて考えを深めることを目的として、大学及び大学コンソーシアムとの協働により、消費者問題に関する講座をキャンパスプラザ京都で開講する。</p> <p>【基金】 消費者教育・啓発活性化事業</p>	㉒	<p>【㉒新設】</p> <p>平成22年8月6日～8日、10日、11日に夏季集中講座として開催した。</p> <p>なお、より多くの学生に受講してもらうため、単位互換科目として実施した。</p> <p>・受講者 9大学 75人</p> <p>・講義内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現代社会と消費者問題 2 消費者問題の歴史 3 消費者問題に関わって 4 消費者契約とは 5 消費者被害の実態 6 消費者契約法 7 製品事故と消費者 8 食品の安全・安心 9 消費者のための表示 10 消費者相談の現場 11 消費者のための法律 12 消費者と裁判 	文化市民局 消費生活総合センター

						1 3 地方消費者行政の役割と課題 1 4 消費者庁の役割と課題 1 5 2 1世紀に生きる消費者として
--	--	--	--	--	--	--

ウ 自主的な学習活動の支援

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実(完 施了) 済	着(推 進中) 手	未 着手		
○	②①	②①	1 消費生活総合センターにおける消費生活に関する図書、教材の閲覧、貸出等、学習活動の支援 図書、教材、視聴覚機器等の充実を行い、消費者の学習活動を支援するとともに、消費生活相談窓口で行う情報提供機能の強化を図る。 【基金】 消費者教育・啓発活性化事業	②①			【②①新設】 平成22年3月に視聴覚機器を更新し、DVDの視聴が可能になった。また、図書の充実も行った。 実績 購入図書119冊 (参考) ②②購入図書344冊、購入DVD21本	文化市民局 消費生活総合センター
○	①⑨	①⑨	2 「出前講座」の充実(再掲)	①⑨			参照 3-(1)-ア-5	
○	①⑧	①⑧	3 消費生活総合センターにおける消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーの設置 消費生活総合センター内に消費者団体、事業者団体の情報提供コーナーを設置し、活動の紹介や知識の普及等に関する冊子類の閲覧・配布等を行う。	②⑩	①⑧		①⑧消費生活総合センターの啓発冊子類の配架方法や相談窓口等、センターのレイアウト変更を含め、情報コーナーの設置に向け検討 ①⑨・カウンター等のレイアウト変更実施(6月) ・変更後の書架配置をベースに、消費生活総合センター、関係機関・団体等の冊子、パンフレット類を、イベントや相談事業、市民生活関連等に分類して、市民に分かりやすく配置 ②⑩ 4月から、事業者団体(社団法人消費者関連専門家会議(ACAP))による消費者啓発資料常設展示コーナーを設置した。	文化市民局 消費生活総合センター

○	⑳	<p>6 消費者カパワーアップのための講座の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者カパワーアップセミナー <p>学習機会を提供し、自主的な学習へのきっかけづくりを行うための講座の次のステップとして、悪質商法に対する対処法と正しく判断し契約する力をより積極的に身に着けるための講座を開設する。</p>	㉑	<p>【㉑新設】 「消費者カパワーアップセミナー」</p> <p>6月24日から9月30日まで、全5回 京都生活協同組合、NPO法人コンシューマーズ京都との共催で開催。(財)日本消費者協会が実施している「消費者力検定(消費生活能力検定試験)」*の受験テキストを用い、その受験も目標の一つとできる講座とした。</p> <p>受講者数 第1回29名、第2回27名、 第3回25名、第4回25名、第5回24名 (消費者力検定受験者数7名、級認定2級1名、3級3名、4級2名、5級1名)</p> <p>* 消費者力検定は、同協会が、「消費生活について正しい知識を持ち、生活上手になるために必要な能力」を「消費者力」として、国民全体の消費者力アップを目指して平成16年から実施している。同検定の受験者数は、1回目3,500名弱、2回目以降は毎回5,000名を超えており、平成20年11月9日(日)に第5回の検定が実施された。</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○	㉑	<ul style="list-style-type: none"> 消費者力検定受験対策講座の実施 <p>市民の消費者力向上につながる消費者力検定の受験を広く市民に推奨するため、消費者団体との連携により、検定受験のための講座を実施する。</p> <p>【基金】 消費者教育・啓発活性化事業</p>	㉑	<p>【㉑新設】</p> <p>平成21年11月8日実施の消費者力検定試験の受験に向けた講座を10月に開催した。</p> <p>名称 消費者力検定受験対策講座2009 (京都生活協同組合、NPO法人コンシューマーズ京都との共催)</p> <p>概要 「消費者力検定」の受験テキストを用い、3日間にわたり、模擬試験を含め、延べ12時間30分の講座を開催</p> <p>受講者数 第1回13名、第2回14名、第3回12名 消費者力検定受験者数 15名 級認定 1級1名、2級4名、3級6名、 4級3名、5級1名)</p>	文化市民局 消費生活総合センター

(参考) ㉑ 「消費者カパワーアップセミナー2009」

消費者力向上を目標にした5回連続セミナーを、消費者団体との共催で開催。「京・くらしのサポーター」養成講座修了者のフォローアップ講座としても実施した。

9月3日から10月1日まで、全5回
受講者数 第1回42名、第2回41名、第3回38名、
第4回32名、第5回40名
注) 消費者力検定受験については、受験対策講座を新設

(参考)

㉑受講者数 第1回20名、第2回17名、第3回14名
(消費者力検定受験者数 17名
級認定 1級5名、2級10名、3級2名)

エ 地域社会等におけるリーダーの育成

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実(完 施了 済)	着(推 進中)	未 着手		
	○		1 消費生活モニター制度の運営（リーダー育成） 新たに、地域社会等における消費者リーダーの育成の視点から、消費生活モニターの見直しを行う。 （参考）消費生活モニターの「京：くらしのサポーター」養成講座受講者 ⑲8名 ⑳7名	⑲	⑳		⑱モニターの活動内容の検討を行った。 ⑲消費生活に関する啓発の中心を担う「京（みやこ）・くらしのサポーター」の養成につなげることを狙いとして、活動内容に「目配り」、「気配り」によって地域の見守りを行い、消費生活相談を紹介する「くらしのみほりたい」活動を加えた。	文化市民局 消費生活総合センター
	○		2 地域等で活動する団体等への学習活動の支援 市民生活センターにおいて、消費者の学習用としてビデオテープ・図書の貸出しを行うとともに、消費者団体の会合や勉強会などの自主的な催しに対し研修室、会議室の無料貸出しを行うほか、適宜、講師の紹介やグループの勉強会の企画についてのアドバイスを行っているが、団体等の学習活動の促進のため、支援策の一層の充実を図る。 また、消費生活に関する講座を団体等と共催することにより学習活動の支援を行う。	⑲	⑳		⑳より利用しやすいものとなるよう、資料の整理を行うとともに、講座の共催方法について検討 ⑲消費生活に関する啓発の中心を担う「京（みやこ）・くらしのサポーター」養成講座を本市と京都市消費者団体懇談会との共催事業として実施した。 （全8回 平成19年10月～平成20年3月） （参考） ㉑「京（みやこ）・くらしのサポーター」養成講座（追加募集分）を19年度同様に実施した。 （全8回 平成20年6月～平成21年1月） 以後、消費者団体との共催は、他の講座開催に当たっても実施し、講座の充実を図っている。	文化市民局 消費生活総合センター

○	<p>3 消費生活に関するリーダー育成事業の実施</p> <p>市民が消費者トラブルの被害者とならず、安心・安全な消費生活を送るために必要な正しい知識と有効な情報の普及を目指し、各地域において、市民による普及啓発活動や近隣の高齢者等を見守る活動を促進させるため、その担い手たるリーダーの育成を検討する。</p>	⑬ ⑭	<p>⑬平成19年度実施に向けて検討</p> <p>⑭地域での啓発活動を充実させ、悪質商法被害の未然防止を図るために、消費生活に関する啓発の中心を担う「京（みやこ）・くらしのサポーター」養成事業を平成19年10月から開始した。（養成講座申込数50名、うち修了者24名）（参考）</p> <p>⑯養成講座 修了者22名 修了者のフォローアップ講座（5回） 受講者延べ82名</p> <p>⑰くらしのなっとくゼミナール受講で修了認定 修了者5名 サポーター認定 累計51名（養成講座は⑰終了）</p> <p>⑱京・くらしのサポーター情報交換会 平成23年1月26日（水）に当センター研修室において、情報交換会を開催し、意見交換を行った。また、サポーターに対し、事前アンケート調査を実施し消費生活に関する啓発活動や学習会等への参加状況、今後の啓発活動等に関する考えについて聴き取りを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換会参加者数 14名 ・ 事前アンケート調査回答数 38名 	文化市民局 消費生活総合センター
○	<p>5 「子どもを取り巻く緊急課題」語り部養成講座の開設</p> <p>子どもの命に関わる「薬物」「エイズ」「虐待」「携帯電話・インターネット」等をはじめとした緊急課題の解決に向け、各地域・学校等で活躍できる人材を養成するための講座を開催し、講座修了者は、「語り部」として、家庭教育学級や人づくり21世紀委員会の行政区別研修会等で活動する。</p> <p>特に、平成20年度は、「携帯電話・インターネット」の課題解決に向け、NPO青少年メディア研究協会と連携しながら、現状等を分かりやすく解説し、課題解決に向けた実践行動を提示する「語り部」を養成する。</p>	⑳	<p>【⑳新設】</p> <p>「語り部」（携帯電話市民インストラクター）を養成し、家庭教育学級等で周知・啓発活動に努めた。</p> <p>携帯電話市民インストラクター養成講座 8月7日～9日全4回 講座修了者31名</p> <p>研修会及び意見交換会3回、活動実績43回</p>	教育委員会 生涯学習部

<p>(参考)</p> <p>⑳ 携帯電話市民インストラクター</p> <ul style="list-style-type: none">・携帯電話市民インストラクターによる保護者・市民対象の啓発講座（年間36回実施）・スキルアップ講座（全3回） 実施日：平成23年2月16日，17日，22日 講師：NTTドコモ，KDDI，ピットクルー担当者・ケータイ利用全国市民大会（奈良県）への参加	<p>(参考)</p> <p>㉑ 携帯電話市民インストラクター</p> <p>10月6日～8日 全4回</p> <p>講座修了者 32名</p> <p>研修会及び意見交換会 6回</p> <p>活動実績 52回</p>
--	---

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実(完了済)	着(推進中)	未着手		
○		⑳	<p>6 食育指導員養成事業の実施</p> <p>「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づく食育を市民運動として推進し、食育の取組を市民一人一人の食生活において実践してもらうためには、地域に密着した食育活動を行うことが大変重要である。</p> <p>地域において料理教室等の体験活動を行うほか、食文化の継承や食を通じた健康づくり等の普及啓発活動を行い、地域における食育推進活動をより活性化していくボランティアとして食育指導員を養成するため養成講座の実施等を行う。</p> <p>(参考)</p> <p>⑳ 食育指導員認定 第2期生 30名</p> <p>モデル小学校区</p> <p>北 区 鳳徳小学校区</p> <p>左京区 上高野小学校区</p> <p>山科区 音羽小学校区</p> <p>南 区 上鳥羽小学校区</p> <p>右京区 御室小学校区</p> <p>西京区 境谷小学校区</p>	⑳			<p>【⑳新設】</p> <p>学識経験者、地域、保育・教育、保健医療、流通・料理等の団体・機関等からなる食育指導員制度特別委員会委員会で作成した養成カリキュラムに基づき、モデル小学校区で養成した。</p> <p><養成講座></p> <p>「基礎講座」（全10回 4月～9月）では、健康づくりや栄養バランス、京の食文化や食事マナー、地産地消を含む生産・流通に関すること、食の安全安心等「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づく食育について学んだ。</p> <p>「実践研修」（10月～3月）では、実際に食育現場において食育活動に携わりながら技術等を学んだ。</p> <p><認定></p> <p>平成22年3月に、基礎講座と実践研修の修了者26名を第1期生の食育指導員として認定した。</p> <p><実績></p> <p>モデル小学校区 上京区 新町小学校区 中京区 洛中小学校区 東山区 清水小学校区 下京区 梅小路小学校区 伏見区 伏見板橋小学校区</p>	保健福祉局 保健医療課

(3) 消費者の意見の反映

○	⑱	<p>1 消費生活施策に関する申出制度の運営</p> <p>京都市消費生活条例に基づく申出制度を実施する。</p>	⑱			<p>申出に関する要綱等を整備（平成18年4月）</p> <p>（参考）申出件数 ⑱⑲⑳㉑㉒ 0件</p>	文化市民局 消費生活総合センター
---	---	--	---	--	--	---	---------------------

○		<p>2 消費生活審議会の運営 消費生活審議会委員を選出するに当たり、様々な団体の中から消費者の意見を述べたり、消費者の実情を把握している団体を選出するとともに、市民公募委員を選出し、市民参加を推進する。</p>	⑱		<p>委員数20人 学識 8人 消費者団体 5人 公募市民 2人 高齢者福祉団体 1人 事業者団体 4人</p> <p>(参考) 委員の任期満了(2年)により、平成20年12月、22年12月に改選。各区分の人数変更なし。</p>	文化市民局 消費生活総合センター
○	⑳	<p>3 消費生活に関連する審議会等における意見の把握 ・ 京都市食の安全安心審議会の設置 平成22年4月施行の「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」は、食品等の安全性と安心な食生活の確保に関して、市民、さらには毎年国内外から訪れる観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的としている。 市民及び有識者から構成される「京都市・食の安全推進協議会」を同条例第17条に基づく「食の安全安心推進審議会」として改組するとともに、同審議会が食の安全安心確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定をはじめ条例の施行に関する重要事項を審議する体制の充実を図る。</p>			<p>【㉔新設】 「京都市・食の安全推進協議会」の市民、各種団体、有識者10名を引き続き「京都市食の安全安心推進審議会」の委員として委嘱するとともに、条例に定める12名以内の委員枠を活用し、2名増員した。 増員分は、条例の目的を考慮し、観光関係の学識経験者1名と、ホテル、旅館業等の観光関係団体から1名を委嘱した。</p>	保健福祉局保 健医療課
○	㉔	<p>・ 京都市建築物安心安全実施計画推進会議の設置 平成22年3月に策定した「京都市建築物安心安全実施計画」は、公民が一体となって総合的かつ効果的に建築物の安全を確保し、事故や災害から市民の命を守り、誰もが日々安心して暮らせるすまい・まちづくりを推進することとしている。着実に建築物の安全対策を推進するため、建築関係団体、学識経験者等で構成する「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」を設置する。同会議には、消費者の意見反映を図ることを考慮し、消費者団体の参画枠を設ける。</p>	㉔		<p>【㉔新設】 会議の構成委員・機関に「消費者関係」の区分を設け、消費者団体の参画を得た。 全体会議の他、6分科会を設置し、平成22年度は次の会議に消費者団体の出席を得た。 ・京都市建築物安心安全実施計画推進会議(7月) ・定期報告対象建築物拡大分科会(9月) ・検査済証交付率向上分科会(10月)</p>	都市計画局建 築安全推進課
○	⑱	<p>4 消費生活モニター制度の運営 (意見反映) 消費生活モニター制度を見直し、人数を倍増し、消費者の意見の反映を図る視点から、意見聴取の機会の拡充を図る。</p>	⑱		<p>次のとおり、機会の拡充を図った。 (モニター人数) ⑰42人 ⇒ ⑱80人 (アンケート調査)</p>	文化市民局 消費生活総合センター

(参考)
㉔登録者数53人、アンケート調査は年間12回実施
テーマ：包装、情報入手方法、物価(単位価格)、地上デジタル放送等

					⑰年間5回 ⇒ ⑱年間12回 (参考) ⑲登録者数79人 ⑳登録者数65人	
○	<p>5 各種モニターによる消費生活に関する調査の推進 消費生活に関する様々な分野において、必要に応じて、各種モニターによる消費者の意見調査を積極的に行っていく。</p> <p>(注) ㉓ 「暮らしのアイデア」募集 5月11日から8月31日まで(市民しんぶん5月15日号挟み込みのセンター業務案内タブロイド紙上等で周知)</p>	㉒	㉒	<p>㉒第2次消費生活基本計画に「推進施策23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成」として、消費者意見の反映に取り組むこととしており、モニターに限定せず、より広い範囲で意見を聴取する機会を様々な設けていくこととした。</p> <p>また、同計画に取組例として「市民が理想とする暮らし方についての意見募集(注)」を掲載しており、その意見を効果的に掲載することができる冊子づくりを関係局と協力して行うため、平成23年3月に消費生活行政推進会議を開催し、協議を開始した。</p>	文化市民局ほか	

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				（完了） （実施済）	（推進中） （着手）	未着手		
	○	⑱	<p>6 消費者・事業者・行政等の意見交換会の開催</p> <p>消費生活施策について本市と意見交換し、また、消費者と事業者が意見交換できるよう、消費者団体、事業者団体との懇談会を定期的を開催するなどの取組を推進する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（参考）・京都市消費者団体懇談会 ⑳2回 ・事業者団体・消費者団体合同懇談会 ㉑3回 ・消費者団体懇談会 ㉒1回</p> </div>	⑲	⑱		<p>⑱京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議の実施（11月2日開催） 参加団体数：消費者団体8，事業者団体8 ＊「消費者団体懇談会」「事業者団体懇談会」の合同会議として開催した。</p> <p>⑲京都市消費者団体懇談会を開催（5月30日，3月18日開催）</p>	文化市民局 消費生活総合センター
							京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市民及び食品関係事業者に対して各種講習会を実施した。	保健福祉局 保健医療課
				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>消費者向け講習会</p> <p>⑲実施回数 72回，受講者数1，875人 ⑳実施回数100回，受講者数2，636人 ㉑実施回数94回，受講者数2，177人 ㉒実施回数146回，受講者数3，071人</p> <p>事業者向け講習会</p> <p>⑲実施回数365回，受講者数11，375人 ⑳実施回数345回，受講者数11，441人 ㉑実施回数298回 受講者数 7，985人 ㉒実施回数292回 受講者数 8，062人</p> </div>				

○	<p>8 消費者意見の事業者への提供の推進 事業者団体懇談会等を活用し、消費者の意見を提供する。</p>	①9	<p>①9生命保険協会懇談会に出席（10月） 損害保険協会との懇談会を開催（11月） （参考） ②0生命保険協会懇談会に出席（10月） 損害保険協会との懇談会を開催（11月） ②1生命保険協会懇談会に出席（10月） 損害保険協会との懇談会を開催（11月） ②2生命保険協会懇談会に出席（10月13日） 損害保険協会との懇談会を開催（3月7日）</p>	文化市民局 消費生活総 合センター
---	--	----	---	-------------------------

○	<p>②① 9 市民が選ぶ「京のまち なじみのええ店」顕彰事業（仮称）の実施</p> <p>地域に密着し、市民生活の基盤を支え、市民に愛されている店を顕彰することにより、個店の活性化と多様で魅力ある都市の形成を促す。</p> <p>取組経過</p> <p>(1) 選考委員会の市民委員公募（8月） 推薦された店舗の訪問調査等、顧客の視点で評価するため20名を公募、選任された委員の年齢は20～76歳</p> <p>(2) 店舗の推薦受付（8～9月） 推薦店舗数 約180店舗</p> <p>(3) 選考及び表彰（10月～3月） 事務局が書類選考した40店舗について、個別訪問調査や集団訪問調査等、一次、二次の選考審査を行い、3月22日にKBSホールで表彰式を行った。</p>	②①	<p>【②①新設】</p> <p>市民が選ぶ「京のまち なじみのええ店」顕彰事業「ええ店」掘り起こしプロジェクトとして実施した。</p> <p>概要 市民に推薦された店舗を有識者3名と市民委員20名で構成する選考委員会で選定、表彰する。</p> <p>対象店舗 中小事業者が市内で営む店舗、かつ、物販の店舗（全国展開等の店舗、飲食店とサービス業を除く。）</p> <p>被表彰店舗 13店舗（5つの行政区から、漬物、洋菓子、酒などの様々な店舗から選ばれた。）</p> <p>（取組経過は左の囲み欄を参照）</p> <p>（②②終了）</p> <p>（参考）</p> <p>②②被表彰店舗 14店舗（9つの行政区から、陶器、漬物、洋菓子などの店舗から選ばれた。）</p>	
<p>参考 「京都市商店街の振興に関する条例」</p> <p>商店街を地域におけるにぎわいや交流の場と捉え、魅力ある商店街の形成を促すことで、地域の発展と市民生活の向上を図るため、平成22年4月1日に施行。条例には、事業者や商店会、商店会連合会、市民の皆様、京都市が一体となって、商店街の振興を図っていくための4つの基本理念と、それに基づく5つの基本的な施策を定めている。</p> <p>なお、条例施行を記念して、にぎわいとふれあいあふれるより良い社会をつくるため、商店街が果たすことのできる役割について、市民の皆様と共に考えるシンポジウムを平成22年5月9日（日）に開催した（参加者数280人）。</p>				

○	<p>②① 10 「認知症の人も安心して暮らせるまちづくり ～高齢者にやさしい店を世代を越えた共汗で創り出そう～」事業の実施（再掲） （参考取組 ②②）</p>	②①	【②①新設】 参照 3－（1）－ウ－6	
<p>みやこユニバーサルデザインハートマークを活用した，人にやさしいまちづくりの促進及び情報提供</p>		<p>いずれも，平成23年2月1日から開始</p>		<p>保健福祉局 保健福祉総務課</p>
<p>・ 「人にやさしいサービス宣言」宣言店の募集 高齢の方をはじめ，より多くの方が安心して利用できるよう，各店が取り組んでいる人に優しい工夫を来店者に周知することにより，より来店しやすい店づくりを促進する。</p>		<p>（ソフト面からの促進） 宣言店に，店の入口等に表示するステッカー，宣言書を交付する。 ②② 宣言店数50店</p>		<p>都市計画局 建築審査課</p>
<p>・ みやこユニバーサルデザイン優良建築物検証制度の実施 みやこユニバーサルデザインの考え方に沿った建築物にステッカー又はプレートを掲示し，人にやさしい建築物を分かりやすく周知することにより，生活しやすい環境づくりを促進する。</p>		<p>（ハード面からの促進） ホテル，飲食店，サービス店舗等，不特定多数が対象建築物に適合建築物マーク（適合ステッカー）又は優良建築物マーク（優良プレート）を交付する。 ②② 交付件数 適合ステッカー17件 優良プレート 3件</p>		<p>都市計画局 建築審査課</p>

基本方針5 豊かにくらすことができる環境の整備・創造 項目数35

(1) 食の安全の確保に向けた取組の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		⑱	1 食の安全に関するシンポジウム・講座等の開催 ・ 京(みやこ)・食の環境づくりフォーラム2007(仮称)の開催 生涯にわたる健康で豊かな生活の実現を目指して、食育に関係する各機関・団体が結集し、市民に食育に関する情報を発信して食育への関心を喚起し、「食」に関して今一度見つめなおす『食』の再発見を市民運動として展開するきっかけづくりを行う。	⑱			【⑱新設】 11月3日にみやこめっせにおいて「京(みやこ)・食のフォーラム2007」を開催し、約6千人の参加があった。(⑱終了)	保健福祉局 保健医療課
	○	⑳	5 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進(再掲)	㉑	⑳		参照 4-(2)-イ-9	
○		⑳	6 食育指針の策定(再掲)	⑳			参照 4-(2)-イ-10	
○		⑳	7 食育事例集の作成(再掲)	⑲	⑳		参照 4-(2)-イ-11	
○		⑳	9 地域における食育推進事業の実施 子どもが心身共に健やかに育ち、生きる力や社会への適応力を培っていけるよう「食育」の取組を行い、「食べる力」を育む地域を目指す。 ・ 区内の生徒・児童を対象に「食に関するアンケート」を実施する。 ・ 子どもたちから募集した献立を子ども自身で調理・試食する「子どもレストラン」や、地産地消の取組としての野菜の展示即売会、募集したイラストの展示等を行う「子どもレストラン&食育フェスタ in 西京」を開催する。 ・ 食育に関する講演及びシンポジウムを開催する。	⑳			・ 「食に関するアンケート」の実施 区内の小学5年生、6年生及び中学2年生を対象に7月に実施し、4,204人から回答を得た。 ・ 「子どもレストラン&食育フェスタ in 西京」の開催 11月25日、桂中学校にて開催。 ・ 講演会・シンポジウムの開催 平成19年2月3日、エミナースにて開催。 ・ 啓発冊子の発行 アンケートや子どもレストラン、シンポジウム等の結果を掲載した食育事業報告書を作成 (⑳終了)	西京区役所 総務課
○		⑲	15 ウェストスリムクラブの実施(再掲)	⑲			【⑲新設】 参照 4-(2)-イ-11	

○	⑱	16 食育推進コンテストの開催 (再掲)	⑱	【⑱新設】 参照 4-(2)-イ-12
○	㉑	17 食育指導員養成事業の実施 (再掲)	㉑	【㉑新設】 参照 4-(2)-エ-6

(2) 環境に配慮した活動の推進

		1 環境に関するシンポジウム・講座等の開催			
○	⑱	<ul style="list-style-type: none"> COP3開催10周年記念シンポジウム 平成19年12月に地球温暖化防止京都会議の開催10周年を迎えるに当たり、地球温暖化対策の取組状況と今後の方向性や展望を考えるシンポジウム等を府市協調で実施する。 	⑱	<p>【⑱新設】 シンポジウム、フォーラムを開催 「京都議定書シンポジウム」 平成19年12月1日(土)に国立京都国際会館で開催 参加者約1,300人 「脱温暖化フォーラム in 京都」 平成19年11月23日(祝)にKBSホールで開催 参加者590人 (⑱終了)</p>	環境政策局 地球温暖化 対策室
○	⑱	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ有料化1年シンポジウム(仮称) 有料指定袋制実施後、1年間の取組経過やごみ減量効果等に関するプレゼンテーションのほか、「持続可能な循環型社会の構築」に関するパネルディスカッション等を含むシンポジウムを12月頃開催し、環境意識の更なる高揚を図るとともに、ごみ減量の取組をより一層推進する。 	⑱	<p>【⑱新設】 「京(みやこ)のごみ減量宣言シンポジウム」 平成19年12月2日(日) 京都市勧業館みやこめっせにて開催 来場者 約1,300人 (⑱終了)</p>	環境政策局 循環企画課
○	㉑	<ul style="list-style-type: none"> 「DO YOU KYOTO?」プロジェクト147万人推進事業に係る講座等 京都議定書が発効した2月16日を記念し、毎月16日を「環境にいいことをする日」と定め、環境にやさしい取組を実践するよう市民や事業者にも働き掛けている。20年度からは京都市全域で「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの取組を展開しており、21年度は更に進めて、民生・家庭部門等における温室効果ガスの排出量削減を推進する。 その一環として、講座等の様々な学習事業を展開する。 	㉑	<p>【㉑新設】 (1)「子どもの京町家体験」～エコミステリーツアー～ 概要 将来を担う子どもたちが、環境問題に関する基礎知識と京都の人々が昔から実践してきた環境にやさしい暮らし方を、体験型学習として学ぶ。 参加 約80人 (2)「英語スピーチコンテスト for COP15」 平成21年10月17日(土)にウイングス京都で開催 概要 市内の高校・大学生が、「COP15に期待すること、温暖化防止のため京都の今後果たすべき</p>	環境政策局 地球温暖化 対策室

<p>市民公開シンポジウム「持続可能な低炭素社会をアジアから」 平成21年11月21日（土）に京都大学百周年時計台記念館で開催 概要 COP15を前に、今後の温暖化対策を大きく後押しするような国際合意が実現するよう訴えるとともに、気候変動問題の解決に向けて、多様な課題を持つアジア各国の市民がどのように協働していくことができるのかを考える。 参加 約100人</p>	
<p>「エコ生活」実践講座 「エコで快適・節約上手な私になろう！」と題した講座を実施し、参加者は西京区内の電器店を講師と共に訪れ、省エネ家電の選び方や使い方を学び、その後、エコ生活についての意見交換会を行った。 実施回数2回、参加者25名（㊸新規 西京区役所まちづくり推進課）</p>	
	<p>役割」をテーマに英語で5分間スピーチ 結果 応募者53名から、書類選考によって選ばれた15名が参加。最優秀賞1名をコペンハーゲンで開催されたCOP15関連事業に派遣</p> <p>(3) 市民公開シンポジウム （左の囲み欄に記載）</p> <p>【㊸】</p> <p>(1) 「LIVE! Do You KYOTO?」 平成22年5月9日（日）に円山公園音楽堂で開催 概要 京都議定書が採択された地で、京都で活躍しているアーティストが中心となり、音楽ライブを通じて、「環境にいいことは何なのか」を参加者とともに考え、環境への意識を高めてもらうことを意図して開催した。 参加 約640人</p> <p>(2) 「グリーンカーテンプロジェクト」 平成22年5月17日（月）に市役所西庁舎の外壁で開催 概要 壁面緑化で夏季の室温上昇を抑え、庁舎の空調に使用する電力削減を図ることを目的とし、本市と京・寺町会商店街振興組合との協働により、京都市役所西庁舎の外壁(南西部)を植物で緑化し、栽培する『グリーンカーテンプロジェクト』を実施した。 参加 約100人</p>

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○	⑱	6	太陽光発電システムの普及促進					
			<ul style="list-style-type: none"> 設置助成制度の拡充 家庭部門での太陽光エネルギーの活用を更に促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、住宅用太陽光発電システム設置助成制度を拡充する。 	⑱			戸建て住宅向けに加え、平成18年度から分譲共同住宅の共用部分への設置を助成対象に追加した。 ・助成件数 ⑰172件 ⇒ ⑱224件 (参考) 平成19年度からは、分譲共同住宅(共用部分への電力供給)に対する助成金額を倍に増額した。	環境政策局 地球温暖化 対策室
○	⑲		<ul style="list-style-type: none"> 設置助成制度の対象拡大(賃貸共同住宅) 太陽光発電システムの設置助成制度について、戸建て住宅、分譲共同住宅の共用部分に加え、賃貸共同住宅の共用部分への設置にも対象を拡大し、実施する。 	⑲			【⑲新設】 平成19年6月1日から申請受付開始 ・賃貸共同住宅の助成件数 2件 (参考) 助成制度全体の助成件数 ⑲191件 ⑳103件 ㉑431件 ㉒857件	環境政策局 地球温暖化 対策室
○	⑳	7	リユースびん(リターナブルびん)*等の拠点回収の推進 繰り返し使用できるリユースびんを可能な限り再使用するため、スーパーや小売店等市民が身近にリユースびんを持参できるよう回収拠点を増設する。	⑳			⑰44拠点 ⇒ ⑱47拠点 (参考) ⑲ 79拠点(内25拠点は協力酒販店) ⑳ 79拠点(内25拠点は協力酒販店) ㉑104拠点(内25拠点は協力酒販店) ㉒127拠点(内23拠点は協力酒販店)	環境政策局 まち美化推 進課
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* リターナブルびん(生きびん)については、「リデュース、リユース、リサイクルの3R」等で用いられる、より一般的な用語として、リユースびんの呼称を用いて普及・啓発を図っており、本計画においても、改称した。</p> </div>								

		8 使用済てんぷら油の燃料化事業の推進					
○		<ul style="list-style-type: none"> 回収拠点の増設 京都市内の家庭から排出される廃食用油（使用済てんぷら油）は、京都市廃食用油燃料化施設において、環境に優しいバイオディーゼル燃料に再生し、ごみ収集車や市バスの燃料として使用しているが、事業の推進を図るため、回収拠点を増設する。 	⑱			⑰ 9 5 6 拠点 ⇒ ⑱ 1, 0 1 3 拠点	環境政策局 まち美化推進課
○	⑲	<ul style="list-style-type: none"> 市民回収に対する助成制度の創設 回収量の増大を図るため、助成金制度を新たに創設することにより、回収拠点を1, 2 0 0 拠点以上設置することを目標に設定して事業を推進する。 	⑲			【⑲新設】 助成金制度を9月1日に創設 回収拠点が1, 2 0 2 拠点に増加した。 (参考) ⑳ 1, 3 5 2 拠点 ㉑ 1, 4 4 7 拠点 ㉒ 1, 5 7 7 拠点	環境政策局 まち美化推進課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当										
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手												
	○		<p>16 フリーマーケットの開催 ごみ減量，リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を増設する。</p>	⑬	⑭		<p>“いらなくなったらいる人へ”をテーマに京都市ごみ減量推進会議が，京都市役所前広場においてフリーマーケットを開催している。 開催回数 ⑬13回⇒⑭13回⇒⑮13回 (おおむね月1回，日曜又は祝日に開催)</p>	環境政策局 循環企画課										
			<p>(参考) ⑳フリーマーケット開催状況 (右欄継続分)</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市役所前広場 年12回</td> <td>環境政策局 循環企画課</td> </tr> <tr> <td>東山区民ふれあいひろば (5月30日(日)に開催)</td> <td>東山区役所 まちづくり 推進課</td> </tr> <tr> <td>ふれあい“やましな”区民まつり (11月23日(祝)に開催)</td> <td>山科区役所 まちづくり 推進課</td> </tr> <tr> <td>下京門前市 (10月31日(日)に開催)</td> <td>下京区役所 総務課</td> </tr> <tr> <td>右京区体育振興会連合会オリエンテーリング (1月23日(祝)に開催)</td> <td>右京区役所 まちづくり 推進課</td> </tr> </table>	京都市役所前広場 年12回	環境政策局 循環企画課	東山区民ふれあいひろば (5月30日(日)に開催)	東山区役所 まちづくり 推進課	ふれあい“やましな”区民まつり (11月23日(祝)に開催)	山科区役所 まちづくり 推進課	下京門前市 (10月31日(日)に開催)	下京区役所 総務課	右京区体育振興会連合会オリエンテーリング (1月23日(祝)に開催)	右京区役所 まちづくり 推進課				<p>平成19年12月2日(日)に京都市勧業館みやこめっせにて開催した「京(みやこ)のごみ減量宣言シンポジウム」でフリーマーケットを行った。 出店件数60件</p>	環境政策局 循環企画課
京都市役所前広場 年12回	環境政策局 循環企画課																	
東山区民ふれあいひろば (5月30日(日)に開催)	東山区役所 まちづくり 推進課																	
ふれあい“やましな”区民まつり (11月23日(祝)に開催)	山科区役所 まちづくり 推進課																	
下京門前市 (10月31日(日)に開催)	下京区役所 総務課																	
右京区体育振興会連合会オリエンテーリング (1月23日(祝)に開催)	右京区役所 まちづくり 推進課																	
							<p>東山区民ふれあいひろばにおいてフリーマーケットコーナーを設けている。 出店件数 ⑬15件⇒⑭10件⇒⑮8件 (6月の日曜に開催)</p>	東山区役所 まちづくり 推進課										
							<p>ふれあい“やましな”実行委員会主催の区民まつりにおいて，ごみ減量，リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を提供する。 出店件数 ⑬40件⇒⑭40件⇒⑮40件 (11月23日(祝)に開催)</p>	山科区役所 まちづくり 推進課										
							<p>下京区基本計画推進事業「下京門前町ルネッサンス」における催しの一つとして，フリーマーケット(名称「下京門前市」)を実施している。 出店件数⑬76件⇒⑭71件⇒⑮雨天中止 (2会場合計) (9月の日曜に開催)</p>	下京区役所 総務課										
							<p>右京区体育振興会連合会主催のオリエンテーリング開催日に，嵯峨小学校においてフリーマーケットを実施している。 出店件数⑳50件 ⇒ ㉑50件 ⇒ ㉒50件 (11月23日(祝)に開催)</p>	右京区役所 まちづくり 推進課										

<p>○</p>	<p>18 京都発 CO2 マイナス10プロジェクトの推進 「始めよう！暮らしの中から脱温暖化」をテーマに次の事業を実施する。</p> <p>⑱ (1) 京（きょう）からエコライフ宣言 家庭でできる温暖化防止の取組の実践を宣言していただく。また、宣言だけにとどまらず、環境家計簿の取組を周知するなど、宣言者が継続して地球温暖化対策に取り組める仕組みづくりを行う。</p> <p>(2) CO2 排出量削減10%モデル事業 * モデル地域（3地域）において、省エネ講習会の実施や相談員の派遣、電気消費量が一目で分かる「省エネナビ」（導入予定台数1地域20台）の貸与等を実施する。 * 暮らしの匠と進める「エコライフコミュニティづくり」事業</p> <p>(3) こどもエコライフチャレンジ推進事業 子ども向け環境家計簿「こどもエコライフチャレンジ」を用いて11小学校（⑱3校）で、5年生児童を対象とした学習会を実施し、子どもを中心に家庭でエコライフに取り組む。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 「こどもエコライフチャレンジ推進事業」 ⑱実績を踏まえ、家庭における地球温暖化対策を進めるため、⑳からは、市立小学校4・5年生を中心に夏休みと冬休みの期間に取り組むよう、子ども版環境家計簿を使った小学校における環境教育として推進している。</p> </div>	<p>⑲</p>	<p>【⑲新設】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京（きょう）からエコライフ宣言 19年10月1日から宣言受付開始 41, 855世帯, 119, 105人が宣言 2 CO2 排出量削減10%モデル事業 3地域（北区大宮, 山科区勧修, 右京区御室）, 46世帯を対象に実施 3 こどもエコライフチャレンジ推進事業 市内11校で実施し, 約900名が参加 <p>(参考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京（きょう）からエコライフ宣言（年度末の累計） ⑳127, 533人 ㉑152, 824人 ㉒161, 710人 2 暮らしの匠と進める「エコライフコミュニティづくり」事業 ⑳ 9地域, 108世帯を対象に実施 ㉑ 14地域, 141世帯を対象に実施 ㉒ 14地域, 136世帯を対象に実施 3 こどもエコライフチャレンジ推進事業 ⑳ 市内50校で実施, 約3,300名参加 ㉑ 市内101校で実施, 約6,200名参加 ㉒ 市内177校で実施, 約11,200名参加 	<p>環境政策局 地球温暖化 対策室</p>
----------	--	----------	---	----------------------------------

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実 施 済 （ 完 了 済 ）	着 手 中 （ 推 進 中 ）	未 着 手		
○		⑱	19 ごみ減量アドバイザーの設置 市民のごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、まち美化事務所に相談窓口を設置し、地域における拠点回収やごみ減量の輪を広げ、地域の様々な取組を推進していく環境づくりを行うとともに、分別収集の拡大など新たな取組のPRや協力要請を行う。	⑱			【⑱新設】 ごみ減量・リサイクル活動に実績のある、民間で活躍していた人材を「ごみ減量アドバイザー」として平成19年6月1日に採用し、各まち美化事務所に配置した。 市民の相談を受け付けるほか、各所管地域内で積極的に、ごみ減量推進事業、ごみ減量推進会議、各種拠点事業について広報、啓発を行う。 （参考） ⑳ 継続実施し、取組の一層の浸透を図った。 （㉑終了）	環境政策局 まち美化推進課
○		⑲	20 各区環境パートナーシップ事業の推進 市民がごみ減量やまちの美化、低炭素化等を目的とした身近な取組を推進するため、これらの取組に寄与する自治組織や市民団体等が実施する区役所と協働して実施する取組に対して助成を行う。	⑲			【⑲新設】 「各区環境パートナーシップ事業」 区役所と市民活動団体が協働で行う取組に対して、全区・支所へ補助金を令達し、助成を行っている。区民ふれあいまつりにおける環境啓発活動や、不法投棄対策等、幅広い取組に活用されている。 （参考） ㉑～㉒ 引き続き、事業を継続している。	環境政策局 循環企画課

○	①⑨	<p>2 1 ごみ減量先進的取組支援</p> <p>「低炭素社会」「循環型社会」の構築に向けた先進的な環境技術の開発や調査研究等の事業について、募集を行い、必要書類の提出後、学識経験者や市民団体等で構成する採択委員会等で選考を行い、助成事業を決定する。助成額は、1事業当たり1千万円を上限とする。</p> <p>(参考) ⑳ 応募5件 助成事業2件 (助成額上限は1千万円を維持)</p> <p>㉑ 応募28件 助成事業2件</p> <p>㉒ 応募18件 助成事業2件</p>	①⑨		<p>【①⑨新設】</p> <p>「京(みやこ)の環境みらい創生事業」</p> <p>11月に制度を立ち上げ、助成事業の募集を開始した。助成対象は、環境分野における(1)新技術・新製品の開発、(2)在来技術・在来製品の開発・改良、(3)試作品の商品化に向けた開発としている。助成額は最高1千万円、助成期間は最長3年間</p> <p>全国から寄せられた14件の応募事業の審査を行い、環境に関する検定の企画やエネルギーロスを低減させる空調換気装置の開発等、計4件の応募事業を助成事業として採択した。</p>	環境政策局 循環企画課
○	②②	<p>2 2 イベント等のエコ化の推進</p> <p>祭りや学園祭等のイベント時において排出されるごみの減量、資源化の推進を図るため、リユース食器の使用や、ごみの資源化を規定する「イベントグリーン要綱」を策定し、京都市内で開催されるイベントのエコ化を促していく。</p>	②②	②②	<p>【②②新設】</p> <p>実績 全ての行政区の「区民ふれあいまつり」において、リユース食器を導入</p> <p>10月 「エコイベント実施要綱」を策定</p> <p>概要 イベント主催者が取り組むべき内容を「5つのポイント」として明示。「5つのポイント」を満たすイベントを「エコイベント登録」し、PRを支援。</p> <p>10月 京都市主催イベントについて「エコイベント登録」を開始し、年度内に15イベントが登録された。</p>	環境政策局 循環企画課
○	②②	<p>2 3 包装材削減推進京都モデルの構築に向けた検討</p> <p>包装材削減推進京都モデルの構築を目指し、市民のライフスタイルの転換と合わせて、ものづくり、流通、販売の各段階での包装材削減の枠組みづくりを行うため、レジ袋削減協定の更なる拡大を図るとともに、包装材に関する調査を行うなど、現状と課題について検討する。</p>	②②	②②	<p>【②②新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> レジ袋削減協定拡大に向けた取組 <p>11月 「『レジ袋いりまへん』で、もっと減らそう！キャンペーン」を開催。キャンペーンには、5事業者(33店舗)が参加し、約22万回のレジ袋辞退行動を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 包装材の使用動向の調査・分析 <p>京都市における取組の方向性を検討するために必要となる基礎情報の収集・整理を行い、今後の検討の方向性を整理した。</p>	環境政策局 循環企画課

○	⑳	24 小型家電リサイクルの普及及び促進 焼却処理していた家庭からの使用済小型家電を、公共施設等の拠点に配置した専用のボックスにて回収し、製品に含まれているレアメタル等の有用金属のリサイクルを行う。	⑳	⑳	【⑳新設】 ・ 専用の回収ボックスを全区役所・支所、まち美化事務所、一部の地下鉄駅構内、ショッピングセンター等、50拠点に設置 ・ 京都サンガF.C主催のホームゲーム等、イベント開催時における回収ボックスを臨時設置し、回収及び啓発を実施 ・ 回収量683kg※9箇月分（平成22年4月～12月）	環境政策局 循環企画課
○	㉑	25 生ごみ・落ち葉等堆肥化活動への支援 地域力を生かしたごみの減量・リサイクルの取組を支援するため、学区や町内会単位等、地域において、生ごみ・落ち葉等の堆肥化活動を行う団体に対し、堆肥化に必要な材料・工具等の購入費用を助成する制度を創設した。	㉑		【⑳新設】 ・ 申込受付期間 平成22年5月6日(木) ～平成23年1月31日(月) ・ 募集团体数 30団体 実績39団体	環境政策局 まち美化推進課

(3) 高度情報通信社会への対応

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実(完 施了 済)	着(推 進中 手)	未 着 手		
○		⑱	1 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進（再掲）	⑱			参照 3-(1)-ア-2	
○		㉑	2 電子メール等、情報通信技術を活用した講座の開設（再掲）	㉑			参照 4-(2)-ア-2	
○		⑱	3 大学コンソーシアム京都、大学等への情報提供の実施（再掲）	⑱			参照 3-(1)-イ-2	
○			5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大（再掲）	㉒	⑲		参照 4-(1)-5	
○		㉒	6 情報弱者への情報提供の検討 情報の格差を縮小するために、情報弱者への情報提供手段を検討する。	㉒			㉒生活情報誌「マイシティライフ」特別号及び市民しんぶん3月15日号挟み込みにおいて、視覚障害者用として、点字版と音声版を作成、対象者に送付	文化市民局 消費生活総合センター
○		㉓	9 「消費生活相談・情報メール便」の配信（再掲）	㉓			【㉓新設】 参照 3-(1)-ア-7	

○	⑳	10 「子どもを取り巻く緊急課題」語り部養成講座の開設 (再掲)	⑳		【⑳新設】 参照 4-(2)-エ-5	
---	---	-------------------------------------	---	--	--------------------	--

(4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進

○	⑱	2 小学校・中学校・総合支援学校における食育の推進 (再掲)	⑳	⑱	参照 4-(2)-イ-9	
○	⑱	3 食育指針の策定(再掲)	⑱		参照 4-(2)-イ-10	
○	⑱	4 食育事例集の作成(再掲)	⑲	⑱	参照 4-(2)-イ-11	